

第七十二回 参議院内閣委員会会議録第二十四号

(三五二)

昭和四十九年五月三十日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

五月三十日 辞任

高橋 邦雄君

中村 登美君

上田 哲君

星野 力君

源田 審君

今 春暉君

足鹿 覚君

岩間 正男君

平島 敏夫君

高橋 邦雄君

堀本 宜実君

中山 太郎君

上田 哲君

鈴木 昌君

星野 正男君

寺本 広作君

岩動 道行君

岡本 鈴木

正吉君

上原 邦雄君

高橋 茂君

平島 敏夫君

星野 重次君

堀本 足鹿君

中村 宜実君

源田 足鹿君

今 春暉君

林 覚君

源田 実君

源田 道行君

寺本 広作君

寺本 広作君

寺本 広作君

寺本 広作君

寺本 広作君

寺本 広作君

補欠選任
高橋 邦雄君
中村 登美君
上田 哲君
星野 力君
源田 審君
今 春暉君
足鹿 覚君
岩間 正男君

源田 審君

今 春暉君

足鹿 覚君

岩間 正男君

平島 敏夫君

高橋 邦雄君

堀本 宜実君

中山 太郎君

上田 哲君

鈴木 昌君

星野 正男君

寺本 広作君

岩動 道行君

岡本 鈴木

正吉君

上原 邦雄君

高橋 茂君

平島 敏夫君

星野 重次君

堀本 足鹿君

中村 宜実君

源田 足鹿君

今 春暉君

林 覚君

源田 実君

源田 道行君

寺本 広作君

國務大臣	自治大臣	中村 波男君
(内閣官房長官)	國務大臣	官崎 正義君
(防衛庁長官)	大臣	中村 利次君
監察局長	事務局側	星野 力君
行政次官	常任委員会専門員	戸叶 戸君
監察局長	会計検査院事務局第2局長	中村 金五君
行政次官	柴崎 敏郎君	中村 金五君
監察局長	相原 桂次君	中村 金五君
行政次官	山下 稔君	中村 金五君
監察局長	山中 貞則君	中村 金五君
行政次官	味村 治君	中村 金五君
監察局長	大田 宗利君	中村 金五君
行政次官	木野 晴夫君	中村 金五君
監察局長	大西誠一郎君	中村 金五君
行政次官	長坂 強君	中村 金五君
監察局長	岡太 直君	中村 金五君
行政次官	丸山 昇君	中村 金五君
監察局長	久保 卓也君	中村 金五君
行政次官	高瀬 忠雄君	中村 金五君
監察局長	安斎 正邦君	中村 金五君
行政次官	平井 啓一君	中村 金五君

政府委員

内閣法制局第二部長

監察局長

防衛政務次官

防衛庁參事官

防衛庁人事教育局長

防衛庁衛生局長

防衛庁經理局長

防衛庁裝備局長

防衛施設局長官

防衛施設局次長

防衛施設局總務部長

防衛施設局設施部長

防衛施設局勞務部長

外務省アメリカ局長

大河原良雄君

寺本 広作君

二

御意に召さない点がもしまりましても、その点は
事情おこみ取りの上、お許しを賜わりたいと存じ
ます。

いうことばを入れたかという問題であります。しままでは確かに運用による障害の防止でございましたが、それは、自衛隊の基地もしくは自衛隊等の基地の運用のされ方によって、あるときは騒音その他の被害を周辺がこうむつておる、いわばデメリットがそれによつて生じてゐる部分について何とか国援助申し上げて、いわば障害が起つたときの衆参両院の附帯決議等において何とかこのようなものではだめだからもう少し考へたと考えます。しかし、四十一年に法律をつくりましたときの衆参両院でいただいておりますので、それを踏まえて今まで行政を展開してまいりました。しかしながら、しょせん運用だけであり、あるいは運用についても考えるといふよな御意見等も衆参両院でいただいております。すなわち、運用から見れば、そう特別に城住民に対する被害を運用面だけでは巨大なものとしてとらえがたいものであつても、一地方の町村の行政区画の大半が基地の中に入つてゐる。いうその事実だけでもつて、その町村にとつて都市計画あるいは開発計画、あるいは自分たち住宅環境の改善等、あらゆる問題において、青真を書こうとする場合にそこだけ空白にせざるを得ないだらう、それはもうたいへんな問題であるということで、その問題に対処する必要がある。したがつて、自衛隊の施設があるということ、衛隊等の施設があるということ、そのことも今ケースが多くございますから、因果関係等も若そちらは、施設があることによって予想される方公共団体の、目に見えない、あるいはまた経験得する構想の欠除というような問題等に対し

対処することができないだろうか」ということが、その考え方のおもなるものであります。

さらだ、生活環境の整備というようなことについてのお話もございましたが、これは、今口の国民の生活環境、あるいはまた自分たちの環境、周辺の地域の環境という問題が公害等の議論

都市計画あるいは開発計画、あるいは自分たちの住宅環境の改善等、あらゆる問題において、青年を書こうとする場合にそこだけ空白にせざるを得ないだろう。それはもうたいへんな問題であるということで、その問題に対処する必要があるとしたがつて、自衛隊の施設があるということ、衛隊等の施設があるということ、そのことも今は原因の一つにとらえよう、そして施設があるということだけでもつて直接的な被害というものは、先ほど申したような設置だけでは出てこなしきケースが多うございますから、因果関係等も若者たちは、施設があることによって予想される方公共団体の、目に見えない、あるいはまた経験を得る構想の欠陥というような問題等に対し

対処することができないだろうかということから、その考え方のおもなるものであります。さらに、生活環境の整備といふようなことは何等についてのお話もございましたが、これは、今日の国民の生活環境、あるいはまた自分たちの環境、周辺の地域の環境という問題が公害等の議論等をもろくそながら無視できない要素になりつつありますし、自分たちの生活の環境をよくしていくという国民の意識の高まりは、やはり四十年法制定当時に比べてきわめて顕著な向上を示しておるものと思います。やはり私どもは私どもの立場で、国家として自分たちの力で、あるいは安保条約というものをもつて国家の平和と独立、守りたいということを考えておりますので、どうしても基地というものが、ある数、ある場所において必要である、その場合に、周辺の生活環境整備というカタゴリーまでわれわれの手の届きる行政の対象にしておかなければ、この際要要求れる側、周辺地域の住民、自治体等のこうむつおられる有形無形の被害に対する要求に対し対できないという行政上の過去の実態反省を踏ままして、ここに新しいそういう考え方を入れたけであります。

○足鹿賀君 たたしまの長官の御名手によ
は、順を追うて、あとでまたいろいろとお尋ね
し、あわせて私の見解も申し上げますが、事実関係
から伺つておきたいのであります。これが、自ら
そらく大蔵省 私もよくわかりませんが、自己
省、どちらも関係があると思うのですが、戦前
明治憲法下の軍國主義時代には、今日の基地交
金、調整交付金に当たる海軍助成金、それから
関係市町村財政特別補給金というものがござい
ます。いろいろ私も調べてみたんですけれども、
分な資料が手元に入りませんでした。で、私の
得たことを具体的に申しますと、この海軍助
成金ですが、海軍省通達第九七号、市町村助成
則、大正十二年制定 昭和二十年までこれが続
たわけですが、大正十二年にこれに基づいて政
が支出した金が、当時の金額にして三十三万二
円であります。それから軍関係市町村財政特別
給金、これの予算措置が終戦時の昭和二十年で
一千万円、大体いま審議をしておる基地周辺の
法というよりむしろ旧法的な、両方の意味を持
ておると思いますが、こういうものがあつたわ
です。この点、大蔵当局なり自治省当局は何かア
クセスをお持ちでありますか、その辺を伺いたい。
○政府委員 柳田桃太郎君 調査をいたしてみ
ましたが、十分なる調査がまだできておりません
い今までに判明いたしております事項を申し上
ますと、海軍助成金は大正十二年から昭和二十
年までつたようでありまして、これは横須賀
呉、佐世保、舞鶴の四軍港に対して支出されま
でのあります。最初は三十三万円というお話で
ざいましたが、最も近いところで調べてみま
と、昭和十九年には四軍港合せて七百八十九
万円。昭和二十年には千二百四十四万円を支出す
予定になつておつたようですが、これが行
行されたかどうかははつきりした資料が得られ
おりませんので、昭和十九年を基準として申
げますと、現在の時価に換算いたしますと、約
五億円程度でございます。それから軍関係市町
財政特別補給金は、昭和二十年一千万円支出す

まして二十五億円ぐらいのものが、やはり関係市町村の特別の財政需要ということと、それから軍施設があることによって租税収入が減少するということを緩和するために、支出されておつたようでございます。なお、詳細につきましては、まだ調べがついておりませんので、省略させていただきます。

○足鹿覺君 時価換算までしていただきまして、念の入った御答弁をいただいてたいへん感謝をいたします。というわけで、今日と同じような理由で軍関係市町村に金が交付されておつた。いま柳田政務次官の話によりますと、十九年で一千二百四十四万円、時価換算十五億円相当。それから、昭和二十年交付の予算措置が、軍関係市町村財政特別補給金が一千円、私の申したとおりのようでして、時価換算十三億円、こういうことになる。つまり、昭和二十年において海軍助成金交付対象の市町村にしてみますと、どれくらいの数であったでしょうか。これは自治省がいいのか、どこがいいか、私もわかりません。そして、その金額はどれくらいだったでしょうか。特に軍港関係のものをおまおっしゃったようですので、まあ全部その市町村名を承らうとは思いませんが、大体どの程度の市町村にどの程度の金額が交付されておつたか。もう一つは、今日のそれらに該当する基地交付金、調整交付金の交付市町村数と合計金額を明らかにしていただきたい。

この前鈴木力委員が要求しまして、防衛庁が熱心にお調べになつた非常に膨大な資料をいただいて、私も一とおり目を通しましたけれども、とうていこれでは、われわれの理解力では理解できかない。膨大なものだということだけわかりますが、この中で私は農村関係のものやいろんなものを拾つてみました。あるいは、いま問題になつておつていいこれでは、われわれの理解力では理解できませんでした。あるいは、いま問題になつておつていいなかなか容易なことではありません。ですから、大まかにいって、いま言つたような三點を、それの大蔵、自治または防衛当局か、どちらからか

でもけつこうですので、御答弁願いたい。

○政府委員(山下稔君) 海軍助成金につきましては、いろいろ調査をいたしましたけれども、資料の紛失等で市町村数を明確にすることができませんでした。交付の基本といたしましては、海軍官衛が所在する市町村のうち、助成交付金の交付を必要とする市町村及びその隣接市町村となつてゐるわけでございますが、その数は明確にできませんからたわけでもございりますので、御了承いただきたいと思います。

それから軍閥關係市町村財政特種別種給金につきましては、軍閥關係施設所在の市町村及びこれに近接する市町村といたしまして、昭和二十一年度に總額一千万円が交付されたということはわかつておりますが、関係市町村數が幾つであるか明確にすることができませんので、御了承いただきたいと思います。

次に、基地交付金と調整交付金でござりますが、基地交付金は、昭和四十八年度の実績で五十三億でございまして、交付いたしました市町村數は二百九十一でござります。調整交付金は、昭和四十八年度の実績で二十億一千万でございまして、交付市町村は九十六市町村になつております。なお、基地交付金、調整交付金の四十九年度の予算額は、それぞれ七十一億、二十七億でござりますが、市町村數につきましては、秋に決定する段階にならないと明確にならないわけでござります。

○足鹿覺君　いろいろ防衛厅からいただいたこの資料との突き合わせ、これとの関連で承りたいことはあります。あまり時間を空費してもいけませんので、それはまた別の機会に……。いまの自衛省の御答弁とこれとの関係、鈴木力議員要求事案提出資料との関係等をまた別の機会にしたいと思います。

で、いまお話をありましたように、終戦時の軍事費に比して、新法の適用がこれからもしあつたといいたしますと、お話にならないほどの高額なものが出る想定されます。その是非とかどううます。

かということはまた別の問題としまして、私が長

かということはまた別の問題としまして、私が長官に御所見を承りたいのは、かつての予算委員会においても軍事費の内訳については審議権がなかった。タブーであった。また、首班指名があつても、当時の天皇陛下から首班指名があつても陸海軍大臣の入閣がなれらねばその内閣は成立をしないほどの大きな影響力を持っていた。たとえば、軍縮を主張した宇垣陸相がそれを理由にして——あのときは寺内内閣ですか、私も覚えませぬが、鳥取県の三朝温泉に来まして、宇垣陸相が總理の旨を伺うと、(中略)當時の陸軍は

母の指名を受けてましたわとも、当時の陸軍がノ
園を拒否した、そのために快々として楽しめず、
三ヵ月ぐらいたのであります。いまだに記録が
あります、そういう日本の内閣の存立を左右す
るぐらい軍の力が強い時代、つまり軍國主義はな
やかなりしころにおいて行なわれた保護措置と同
様のことが、今日の平和憲法下で、しかもより多
い——私の資料によりますと、三百十市町村ぐら
いになつておりますけれども、いま自治省では二
百九十一市町村だとすることをおっしゃいました
が、昭和四十九年度において七十三億一千万とい
う規模であります。そしてこれだけでも私は対比し
てみて、最近の防衛費の膨張ということに対し
ては相当問題があるのでないか、静かに考えて
みなければならぬことがあるのではないか、かよ
うに思うわけです。先ほども、今後なかなか市町
村の受け手がない、そこで手厚く周辺のものを取
り扱いたい、こういう意味の私の質問に対する長

官の御答弁がありましたが、基地の被害の有無と、いうことだけでなしに、基地があるというだけ助成金を出そうという、こういうことになりますと、新法によりますとたいていのことはやれるんですね、第三条、第八条。しかもその種別については第四条。つまり地方自治なり、あるいは文教関係なり、厚生関係なり、建設関係、農林関係と、いわゆるこの法律一本で多くのことが多岐にわたつて行なわれることになる。いわゆる二重行政といいますか、基地を置くということを存続していくために、それだけの多くの金と多種多様な

助成金、あるいは国有地の払い下げ対策、その他

助成金、あるいは国有地の払い下げ対策、その他のことであわせて行なわれる。そのことそれ自体、私は戦前と現時点と比べてみて、これでいいであろうか、こういう感じを国民の一人として持たざるを得ない。まさにいま平和憲法下でありますして、平和憲法下において基地の安定確保を補助金と引きかえに地方自治体に主としてやらせるということは、私は、地方自治そのものの意義の上からいいましても、軍都育成というような大げさなものではないと長官はおっしゃいましたが、年内にこよどり、う生名とまつりでよよ、か、つま

○國務大臣(山中貞則君) 足鹿先生の御見解、私もむげに無視しては申上げる氣は全くござりません。ただ、私どもはこういうふうに考えておるわけであります。戦前は、軍の存在といふものについての国民のコンセンサスは少なくとも表面においては国民一致の形で得られていたと思ひますし、臨軍費その他の問題は、これは議会と軍との問題でございましたでしようが、たとえば先ほどの戦前の軍施設の所在に対する交付金の問題でも、第六条に「鎮守府司令長官、警備府司令長官、海軍火薬廠長及海軍燃料廠長ハ毎年度當該市町村ノ財政狀況、諸施設、助成金ノ使途等ヲ査シ意見ヲ附シ海軍大臣ニ報告スヘシ」、こうい

うふうになつておりまして、金はくれてやるがおまえのところの財政状況から何から全部調べて直に使つたかどうかまで報告しなければならぬのだという、そういう意味の、戦前でしか通用しないような交付のしかた、あるいは使わせ方といふことになつていたと思うんです。そして今日を顧みますと、もちろん戦前の軍と対比すべき存在ではありませんが、しかし、少なくとも専守防衛の立場からであつても、武装集団が一定の地域に、国民のただでさえ狭い国土のあちこちに居住している、存在しているという実態については、や

はり市町村の方々にとつてまず第一に戦前と違ひ

はり市町村の方々にとつてまず第一に戦前と違いますところは、国民のコンセンサスが得られないままに今日まで推移し、当分の間は、またその中で設置、運用として、かならずやうな、つらい立いらぬ立場をとつております。

議題、過月をいたしかねないから申立てられぬ事場が私たちにござります。その際において、われわれとしては、決して高飛車に、われわれは存在する権利があるなどということを申し上げているわけではありません。存在することの意義をわかつていただきたい、しかし、そのためには租税その他の免除条項もあるし、市町村財政のとるべきかりし収入も駐留米軍等から得られないような問題は、交付金や米ドル資産交付金と言われるようなもので一応の補てんを目ざして自治省でやつていただいておりますが、しかし、その他の周辺の、先ほど申しました面積や環境や、そういうようなもの、あるいは意識の高まりや、そういうものに私どもが存在することによって御理解を得たないと願うためには努力をしなければならない。その努力は決して金で片づくものではありません。しかし、われわれとしては多様なる要望に対してもうたえ得るだけの法的な基礎は国会のお許しを得て

てぜひとも持つておきたい、そういう気持のものがあつたからです。それで、われわれとしては、これが地方財政の立場からくる地方自治の攪乱とか独立を侵すとかいう気持ちは全くありませんし、地方自治体の申請を待つて、それに対してわれわれとしては交付もいたしまります。また、法律案の十二条におきまして、一項、二項それぞれ横の関係、各省庁の関係が、この法案の成立した瞬における事業の執行にあたつて混乱を来たさないよう、この新法のもとにおいて、たとえば道路な

ら道路が建設される、しかし、当該市町村における建設省所管の都市計画の道路とは全く打ち合わされても行かないで行き詰まりの道路ができるしまつたりというようなことがあつてはならない、やはり一緒に多角的に組み込んだ中で消化していくようにという願いを、そういう考え方を法律の上で明らかにしておるわけでございまして、もっとも、専門的な、あるいは相当巨大な工法、資金等を要しますものは、建設、農林等に移しかえなどをしてやつていただいておるということで、官庁間の協力ということで、その限りにおいて國の間ににおいての省庁間の混乱はないようにしておりまし、地方自治体においても、これを事業として執行するにあたっては、当然自分の市町村における各種の計画の中に組み込んでそれをやつていたらしくであろう、それに基づいての申請であろうといふことで私どもとしてはそれを査定するわけですが、かかるものについてそれを行なう、押しつけていきたい考へ等はとつてはならぬ、そう戒めたいと思います。

○足鹿覺君 超過負担の問題について伺います。が、今国会でも、國の補助金が法令で認められた額どおり交付されないために超過負担に悩む七十九近い市町村から意見書が提出されておることは御存じだろうと思います。たとえば、大きいところでは近くの横浜とか川崎あたりが例であります。が、他方、基地関係市町村には、基地設置を承認されれば優先的に補助金が出される。文部省、厚生省からの補助金が足りなくて学校や保育所などの建設が思うようにいかない現実はそのままにしておいて、防衛施設から、学校、保育所の補助金が防衛施設の予算の中から出されてくる、こういう事態が生ずると思うんですね。で、山中長官の慎重な、いまの強い内省を含めた御見解については、私もあなたと長い衆議院時代からのや

りとりを通じて、そらには聞いておりません、よく承つておきますが。新法は、要するにこういうオールマイティの一部を与える強い財政的にも力がある。で、自治体の財政が困難になっておるときだけに、正規の厚生省や文部省やその他の官庁から出ていくのが少なくて、そしてとともに施設が十分できおらないのに、基地だけがあるからといって学校や保育所の補助金がどんどん出されていく、そこに何か違和感——違和感といいますかね、そういうものが生ずることは、だれしも国が十分できおらないのに、基地だけがあるからといって学校や保育所の補助金がどんどん出されてしまうことがあります。で、要するに、それがまあ軍事優先といふことば——軍隊でないとわれわれも思つておられますし、長官もそうお考へになつておるようですが、このことははどうかと思ひますけれども、まあ一番端的なので、こういうことばを使ひますけれども、この軍事優先、つまり防衛施設優先、もう一ついけば自衛隊優先、自衛隊に關することはすべてに優先をするというようなものが法的にきまつちまう。そしてその結果、防衛施設を持ったない地方自治体と、持つておる地方自治体との間に格差が拡大することを法的に確定される結果となると思ひます。そこで、こういう事態は私は基本的な問題として明確にしておきたいと思うんであります。私があまり憲法などの知識が十分でありますせんので、わかりませんが、このよろしい軍事優先の法的確定は現憲法の第何条の規定に基づくものであるかを明らかにもらいたい。私もわからぬわけです。いかがでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) まず、憲法の前に、このような基地があるために、その周辺、その基地の所在する市町村のみが、本來國がやらなければならぬ各種の補助事業等について優先してしまふではないか、あるいは全國的に地方財政の超過負担問題があるじやないかというお話をございまして、確かにそういう御意見は一見肯定できますが、超過負担の問題、これ、自治省のほうで大蔵省と相談しながら年次計画で少なくとも解消に努力しておることは間違いないことありますか、

しかし、われわれのほうでは何もこれだけが特別に承受つておきませんが。新法は、要するにこういうオールマイティの一部を与える強い財政的にも力がある。で、自治体の財政が困難になっておるときだけに、正規の厚生省や文部省やその他の官庁からしてほうておけないところというものについては、これはお互いに一緒に立法などいたしました。過疎対策緊急措置法とか、あるいは辺地民の常識を持つ者としては当然ではないかと私思ひます。で、要するに、それがまあ軍事優先としましては、これはお互いに立法などいたしました。過疎対策緊急措置法とか、あるいは辺地対策とか、山村振興とか、離島とか、産炭地とか、いろいろなものをつくりまして、時の流れでほっておけないような状態のところには、優先権がありますし、長官もそうお考へになつておるようですが、このことははどうかと思ひますけれども、まあ一番端的なので、こういうことばを使ひますけれども、この軍事優先、つまり防衛施設優先、もう一ついけば自衛隊優先、自衛隊に關することはすべてに優先をするというようなものが法的にきまつちまう。そしてその結果、防衛施設を持たない地方自治体と、持つておる地方自治体との間に格差が拡大することを法的に確定される結果となると思ひます。そこで、こういう事態は私は基本的な問題として明確にしておきたいと思うんであります。私があまり憲法などの知識が十分でありますせんので、わかりませんが、このよろしい軍事優先の法的確定は現憲法の第何条の規定に基づくものであるかを明らかにもらいたい。私もわからぬわけです。いかがでしょうか。

○足鹿覺君 自治省、いかがですか。

○政府委員(近藤隆之君) 超過負担の問題につきましては、これは地方財政全般を通ずる問題でございまして、御案内のとおり、昭和四十六年度に大蔵省及び事業所管官庁と自治省と三者で実態調査をいたしまして、その結果に基づきまして昭和四十八年及び四十九年度でその是正措置を講ずるといふことで、一応四十九年度の予算まででその措置を講じたわけでございます。ただ、まあ昨年以来資料等の関係が相当値上がりしてまいつております。それで、昨年は年度中におきまして、おもな事業に付けておられる限りのことをしたいということの範囲もおのずから限定もされますが、したがって、われわれの考へ得る範囲、そして地方自治体の自主性を侵さない範囲、また超過負担等に対応する配慮、すなわち補助残の起債適用と同時に、補助額の残り二分の一は当該年度特別交付税において当該町村に付けておられる限りのことをしたいということの範囲について、ついでにたくさんつくれると地元負担のはうがえらい膨大なものになりますので、補助額については補助額の二分の一というものを自治省の省令で書き加えていただきまして、それに付けておられる限りのことをしたいということの範囲につきましては御案内のとおり再三にわたる単価改定が行なわれ、四十九年度は当初予算におきましては、昭和四十九年度におきましては、再び大蔵省及び関係省とも相談いたしまして、おもな事業につきまして実態調査を行なおうといふこと

で、昨日も関係地方公共団体全部集めましてその具体的な方法について打ち合わせをしたところでございます。われわれいたしましては、今後ともこの超過負担の解消につきましては努力していきたいと思っております。

なお、この今回の防衛施設周辺の公共事業その他におけるところの財源措置、これはまあ当然のこととござりますけれども、地方財政計画で十分やつておるわけでござりますが、それによりまして一般の地方団体と周辺の市町村との間に相当の格差ができるんじやないかというお話をございましたけれども、この点につきましては、いま長官からお話をございましたように、われわれはそうは見ておりません。また、防衛施設周辺の市町村もいろいろ生活関連施設にお困りのこととございまして、それらの市町村の生活関連施設がよくなることはわれわれも望んでおるところでございまます。それ以外の市町村につきましても、われわれといいたしましては、全国的によくなるように、いままで努力してまいりましたし、今後とも努力してまいりたいと思っておるところでございま

○足鹿脣君 山中長官は明らかにされなかつたん

ですけれども、憲法関係についての御所見です

ね、憲法の規定に基づくものかどうかということ

に対し政府はどういう見解を持つておられるか

御答弁では触れられなかつたんですが、あなたでなく他の人であれば御答弁いただけますか。

つまり、私はどういう角度から見ても現憲法では軍事優先を法的に確定することを許す条項はないと思うのです。なるがゆえに、明らかにこの新法は憲法に反する結果を生ずるのではないか、すなわち、きびしく言えば、違憲立法ではないか、こういふ疑問を持つておるわけです。ですから、長官がかりにそれは違憲ではないと言われるならば、何ゆえに違憲ではないかということのやはり見解をお示しになる必要があるんではないか。御所見を承っておきたい。

○國務大臣(山中貞則君) 私があえて答弁を避けましたのは、特別にこの法律が憲法との条章かことでござりますけれども、地方財政計画で十分やつておるわけでござりますが、それによりまして一般的な方法について打ち合わせをしたところでござります。われわれいたしましては、今後ともこの超過負担の解消につきましては努力していきたいと思っております。

○委員長(寺本庄作君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。

本日、今春曉君が委員を辞任され、その補欠と

して高橋邦雄君が選任されました。

○足鹿脣君 もつとこの問題について入りたいん

ですけれども、ほかに問題もありますので、大体

見ておりません。また、防衛施設周辺の市町村も

いろいろ生活関連施設にお困りのこととございま

して、それらの市町村の生活関連施設がよくなる

ことはわれわれも望んでおるところでございま

ます。それ以外の市町村につきましても、われわれ

といいたしましては、全国的によくなるように、い

までも努力してまいりましたし、今後とも努力

してまいりたいと思っておるところでございま

す。

○足鹿脣君 山中長官は明らかにされなかつたん

ですけれども、憲法関係についての御所見です

ね、憲法の規定に基づくものかどうかということ

に対し政府はどういう見解を持つておられるか

御答弁では触れられなかつたんですが、あなたで

なく他の人であれば御答弁いただけますか。

つまり、私はどういう角度から見ても現憲法で

は軍事優先を法的に確定することを許す条項はな

いと思うのです。なるがゆえに、明らかにこの新

法は憲法に反する結果を生ずるのではないか、す

なわち、きびしく言えば、違憲立法ではないか、

こういふ疑問を持つておるわけです。ですから、

長官がかりにそれは違憲ではないと言われるなら

ば、何ゆえに違憲ではないかということのやはり

見解をお示しになる必要があるんではないか。御

所見を承っておきたい。

○國務大臣(山中貞則君) 私があえて答弁を避け

ましたのは、特別にこの法律が憲法との条章か

で、第五号「予算を作成して国会に提出するこ

と。」第六項「この憲法及び法律の規定を実施す

るために、政令を制定すること。但し、政令に

は、特にその法律の委任がある場合を除いては、

罰則を設けることができない。」等々、こうい

う……。たとえば第七十四条では「法律及び政令

には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理

大臣が連署することを必要とする。」こういう手

続を踏んで出してある法律ということでございま

すので、これでは先生への御答弁にならないと思

いますからやめたんですが、この法律がしから

ば逆に憲法の第何条かに触れる法律かとかいう御

質問がありましたならば、またあらためて答弁も

いたしますが、この法律を出すことが憲法違反と

いうことは、ちょっとどこにも——まあもともと、

戻れば、自衛隊の存在に対する第九条の議論です

ね、この問題ならば、これは私はあり得ると思

います。したからやめたんですが、この法律がしから

ば逆に憲法の第何条かに触れる法律かとかいう御

質問がありましたならば、またあらためて答弁も

いたしますが、この法律を出すことが憲法違反と

いうことは、ちょっとどこにも——まあもともと、

戻れば、自衛隊の存在に対する第九条の議論です

姿勢であつて臨むつありであります。

○政府委員(柳田桃太郎君)　米軍の返還財産についておきましては、国有財産審議会にはかりまして慎重な審議を経て処分方法を決定しておることは御承認のとおりであります。國家的見地に立ち、国民全体の福祉ということを念頭に置きました、大部分が今日におきましては公園であるとか民生施設であるとか、そういうものに使われるよう方向に向いております。現在も、九州におきます大きな弾薬庫あるいは返還財産の処分についてもそういった方向で審議をされておるのでございます。決して、米軍が返還したものが直ちにこれが自衛隊の行政財産に引き継がれるというようにはまいておりませんので、その点は御承知おき願いたいと思います。

○政府委員(林忠雄君)　米軍から返還されました国有財産の用途につきましては、地方団体としてのは、その希望するところなりを十分団のほうに申し上げる、そしてその用途の決定にあたりましては、それぞれ十分協議をとげて合意を得られた娘に従つてきめていただきたいということをわれわれは考えておる次第でございます。ただ、まああくまでも防衛といふことも非常に大切なことはござりますし、地方団体の希望もその地方団体としての立場がござりますものですから、その間に納得がいく御相談の上きめていただきたいということと私たちも常に申しておるところでございます。

○足鹿覺君　大体こういう問題は、綜理や大蔵大臣、自治大臣等の御列席をいただいてやられれば、やはり高度の政治的な判断を必要とするものでありますし、ただ単なる政策上の問題ではありませんので、これ以上私はこの問題について質問を進めるることは一応留保いたしておきます。

先ほども申しましたように、憲法九十五条の民投票によつて広島、長崎の新都市計画法も旧港市転換法も、いずれも制定されおるのであります。このことは非常に大事なことであります。地域住民の投票によつて制定されるといふことは、まさに自治法の精神に基づき、しかも憲法

十五条によつて行なわれてゐる。少なくともわれわれが過去の侵した軍國主義、日本が侵した軍國主義的な姿から新しく脱皮していく方向としては、こういう方向を志向すべきであらうと思う。しかるに、この新法は、特定防衛施設関連市町村の指定をきめながら憲法九十五条の規定を無視し、その指定を内閣總理大臣の判断だけで行なおうとしている。これが私は問題ではないかと思うんであります。この法案には、財政法の特例、会計法の特例、国有財産法の特例、重要軍事基地都市の特例規定などが盛り込まれておるにもかかわりません。政府はそれらを独立の特例法とせずに、本法案にまぎれ込ませて一括承認をとろうとしておられるところに私は問題があるのでないかと思う。特例法とすればどうなるか、安保関係の規定ならば別でありますが、このような軍事優先の特例法が憲法上許されることは、私はこういう立場からも指摘できるのではないかと思うんです。この点について、できれば總理大臣の御出席を得たかたのですけれども、いたし方ありませんが、政府の関係ですね、防衛、会計検査院、行管、大蔵、そういうたところの御所見を承つておきたいと思います。

は、昭和四十一年制定いたしました際にそのような議論は、たしか私の記憶では、なかつたんではないかと思いますが、今回の法律は新法でありますけれども、換骨奪胎したものでありますし、さうしてそればかりではない、第九条はどうだと言わされましたので、第九条の問題は、これは通常総理府関係の外局にあります役所がつくります法律の場合において、最終決定権者というものを、たとえば環境庁の地方公害防止基本計画等の承認等についても、あるいは経済企画庁の各種の計画についても、内閣総理大臣となつております等のものと同じでございまして、総理府の長たる、行政機関の長たる内閣総理大臣ということをございますて、各大臣を統括する内閣総理大臣の意味ではございません。したがつて、通常の総理府の外局であります。したがつて、内閣総理大臣とは、総理府の外局である、総理府の機構の中にあるということだけでこのような表現をしたわけでござります。したがつて、内閣総理大臣が直接にこの町村を指定したりとか、あるいはこの町村を指定してはならぬとかいうような実際上の行政行為も行なわれないものでございまして、これは総理府の各府同じことでござります。

○足鹿覺君 会計検査院と行政管理庁の御意見、
自治省……。

○説明員(柴崎敏郎君) これは法案でござります
ので、私どものほうからとやかく申し上げるの
は、あるいは筋が違うかも知れませんが、個人的
にただいまの御質問についての見解を申し述べさ
せていただきますならば、この法律案は、目的と
しておりますところが、要するに障害の防止ある
いは損失の補償というような、自衛隊等の行為な
り施設の設置、運用、そういうものを原因としま
して生じるそれらの態様についての措置を定めた
ものであると、こういうようなところから申しま
して、先ほどお話しの憲法九十五条という、特別
法というような範疇に入るものではない、このよ
うに私どもは考えております。むしろ私どもとい
たしましては、この法案、この法律の今後の適用、
この適用の段階におきまして、これらの規定に
盛り込まれました措置というものが法律の趣旨と
おりに行なわれているかどうかというようなこと
ころが、もっぱら検査の対象になると、このよう
な点に着目して、この法律案の見解を述べてお
ります。

○政府委員(大田宗利君) 行政監察局といたしま
しては、その所掌範囲が、行政の実施状況を監察
して所要の勧告を行なうということとござります
ので、御意見を申し上げる立場にないと思ひます
ので、御了承願います。

○政府委員(林忠雄君) 自治省の見解もお求めで
ござりますけれども、自治省といたしましては、
この法律は結論的に申し上げて、憲法九十五条の
特別法には該当しないと考へております。
その理由は、九十五条の特別法は特定の団体に
のみ適用されるというものでございますから、こ
の法律は基地というものを基準といたしまして、
その基地で何らかの影響がある市町村には一般的
に適用になる、ちょうど、山村振興法という一定
の要件に該当する場合は山村振興法の適用にな

る、あるいは過疎の市町村の成果をあげるためのものは一定の要件に該当するものはその法律の適用になる、それと同じように、全市町村には適用になりませんけれども一定の要件を備えた市町村には一般的に適用になるということです。それで、九十五条の法律に該当しないという考え方をとっています。

○足鹿覺君 私は君と議論をしようとは思いましたが、いま引用された山村振興法とか、いろんなものを引っぱり出されたが、それとこれとを同日に語るということは、全く行政姿勢としてもなつております。山村振興法は、私どもが衆議院で発議をしたことがあつたことになって、現在当院におられる小枝一雄さんなどとも相談をしてつくつたものです。これは地域立法でありまして、過疎状態に悩む山村を、面積率等を法律で定めて、そうしてこれに対する特別な振興措置を講ずるということを目的とした立法であつて、議員の総意からわれわれがその首領をとつて超党派でつくつたものであります。先般も大会があつて、私は招かれて行きました。現在いかに山村がきびしい現実におけるかということを、自民党的野原正勝氏が会長であり、議長をしておられましたが、そのときの決議の一端でもあなたお読みになれば、よくおわかりだらうと思う。そういうものと本法とを同日に論ずることで問題になります。委員長、町村自治大臣の御出席を——そういう見解をあなた方が持つておられるということになりますと、きわめて重大であります。町村さんの御出席を求めておきます。御都合のほどをよく聞いていただきまして、できる限り御出席を願いたいと思います。

要するに、私がさきに引用しましたように、広島・長崎の新都市計画法も旧軍港市の転換法も、いずれも憲法九十五条で、特定地域を新しい自治体として生まれかわらそ、こういう趣旨をもつて住民投票に付せられたものであります。きわめて建設的な方向が指向されておる。私はさきに指摘したような理由から、これは違憲立法では

ないか、こういう判断を持つておりますがゆえに、また、基地の存在そのものに対して、この新法は国の特定の恩典を与えるようとしており、超過負担に悩む現在の地方自治体の姿を見たときに、

基地あるがゆえに普通行政ででき得ないことが次々と実施されるということは格差の拡大であるということも先ほど指摘をしました。にもかかわらず、山村振興法のことき法律を引用されてこの憲法九十五条の問題に行政姿勢を示すということは、私は納得しません。あなたのいまの御答弁はそのままそつくり返上いたします。

○政府委員(林忠雄君) 委員長。
○足鹿覺君 もうよろしいですよ。そんな答弁要らぬ。委員長、答弁要りません。大臣の御出席を私は求めます。大臣がお越しになつたときに、この問題の御見解を承ることにいたします。

そこで、この問題だけで論議をいたしましておましても、先へ進めませんから……。この新法は、その内容におきましても、また手続におきましても、その意味から考えて、私は、いまも憲法九十五条の住民投票等を必要とする、住民投票に付することが相当するような中身である、それを一括して新法の中へ織り込もうとしておるわけでありまして、これについては大きな問題点として十分まだこの点については審議を尽くしていかなければならぬと思います。要するに、それだけがなければならぬと思います。要するに、それでなくとも財源難に苦しんでおる地方自治体を金しばりにするといいますか、基地代官といいますか、組合有地、部分林、保護管理県有地別に明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(井上幸夫君) 御質問の土地は、五月

十七日付で防衛省長官から実質上の管理権を大蔵省が承継しております。それに先立ちまして防衛省で測量が行なわれたわけでござりますけれども、その数字として私どものほうがいただいたおります数字は、大蔵省で今後管理処分すべきことになるべき土地が二百十六ヘクタール、農林省及び建設省の所管となるべきものが十三ヘクタール、合計、端数がございますが、国有地であるものがございまして、合計で二百四十七ヘクタールという数字をいただいております。

【委員長退席、理事岡本悟君着席】
この点は平行線であるのでありますので、これ以上申し上げませんが、表現は適当であるかどうかはわかりませんが、この新法の性格を考えたとき、どうぞお聞きください。この新法の中身がどうなっているか、どうなっているかを主張いたしました。

【委員長退席、理事岡本悟君着席】

この点は平行線であるのでありますので、これ以上申し上げませんが、表現は適当であるかどうかはわかりませんが、この新法の性格を考えたとき、どうなっているかを主張いたしました。

次に、具体的な問題について、從来私が内閣委員会に長い間籍を置いて取り組みました問題に関するお尋ねをしたいと思います。それは

北富士返還国有地の払い下げについてであります。恩賜林組合が払い下げ申請の理由としてあげております演習被害のための荒廃地として放置せざるを得ない土地面積はどのくらいでありますか。組合有地、部分林、保護管理県有地別に明らかにしていただきたいと思いますが、いかがであります。

○政府委員(井上幸夫君) 御質問の土地は、五月十七日付で防衛省長官から実質上の管理権を大蔵省が承継しております。それに先立ちまして防衛省で測量が行なわれたわけでござりますけれども、その数字として私どものほうがいただいております数字は、大蔵省で今後管理処分すべきことになるべき土地が二百十六ヘクタール、農林省及び建設省の所管となるべきものが十三ヘクタール、合計、端数がございますが、国有地であるものが二百三十九ヘクタール、そのほかに恩賜林組合の持つておられますものの、山梨県の持つておるもののがございまして、合計で二百四十七ヘクタールといふ数字をいただいております。

○足鹿覺君 同じく、組合有地、部分林、保護管理県有地で、放棄せずに再建整備できる土地面積はどれくらいあるでしょうか。さきの荒廃地は全

く整備不可能ですか。これは防衛省ですか、どこですか。

○政府委員(平井啓一君) ただいま大蔵省のほうから御答弁ありましたのは、昨年の開議了解なり連をしてお尋ねをしたいと思います。それは、特にそれに見合う林業整備上の損失があるとか被害があるとか、そういう見合いで数字じゃないわけでございまして、北富士演習場が使用転換され、引き続き自衛隊が管理しながら演習場として使用していく、また米軍も地位協定の二条四項(4)で演習場として使用していきながら、なおかつ国有地として、あるいは県有地として今後の演習場から除外できる可能性のあるところはどうであろうかという点を検討したわけでございます。これは当然過去から地元の県なり地元からの多年の御要望があつた点を踏まえての検討であつたわけであります。その際、二百十ヘクタールにつき

○政府委員(井上幸夫君) 本地にからみますすべての問題につきまして十分に調査し御審議を願うということになるはずでござります。

○足鹿覺君

この恩賜林組合が返還国有地の払い下げの後、すでになされておるといわれておる所

有地六十ヘクタールの富士急行貸し付け決議を実行する、それは、そのことそれ自体を別に批判することは、いまから私どもがとやかく言う筋合いのものではないとも思われます。何となれば、組合の林業再建の熱意があつて富士急行が林業の再建を組合にかわってやるというならけつこうであります。外国へまで、海外協力事業団をつくつて、外國に森林の再建をしていこうという、そういう意味合いの一部を含めた法案がこの国会で成立いたしておりますから、そういう殊勝な考え方である

ならば、あえてとやかく言う筋合いはありません。ただ、林業再建の熱意は全く払い下げのための方便に使うようなことがあつては許されないということを申し上げておきます。

いまも審議官が申されました、二十三日に審議会の委員の現地調査も済んだから、その答申を急がせ、参議院議員の選挙終了前に払い下げ等の処分を行なうのではないか、こういう推定もまた立派な意見であります。ただ、林業再建の熱意は全く払い下げのための方便に使うようなことがあつては許されないということを申し上げておきます。

いまも審議官が申されました、二十三日に審議会の委員の現地調査も済んだから、その答申を急がせ、参議院議員の選挙終了前に払い下げ等の処分を行なうのではないか、こういう推定もまた立派な意見であります。ただ、林業再建の熱意は全く払い下げのための方便に使うようなことがあつては許されないということを申し上げておきます。

○政府委員(井上幸夫君)

本物件の処分につきま

しては、国有財産中央審議会の議を経た後に、さ

らに私どものほうの関東財務局でお預かりしてお

ります関東地方国有財産審議会へもう一度付議を

して具体的な処分方法をきめる、こうしたことによ

りませんと評価あるいは処分という具体的な方

針が筋としては立たないわけであります。したが

いまして、いつまで処分を具体的に完了すると

いうめどは、私のほうでは現在申し上げかねます。

○理事(岩動道行君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○神沢淨君 たゞいまの足鹿委員の質問に関連を

いたしまして、ちよつと大蔵省の方にお聞きしておきたいと思うのですけれども、自治大臣がお見えになりましたから、ひとつ要点だけ申し上げて

實問をいたしますが、私が前の質問の中で、この

払い下げ問題に關して関連の事項として、かつてあの地域を一時使用許可の、その競願が恩賜林組合と忍草入会組合の間で行なわれて、その際に

は植栽地として忍草入会組合がその許可を取得

をしておる、こういう事例があるだけに、今回の

払い下げについても当然そのことが尊重されるべ

きではないかという趣旨の質問をいたしておりま

す。しかし、そのことについての御答弁は、私と

してははなはだ意に沿わないような御答弁がありましたが、その後私がいろいろと資料等について

調査をいたしてみたわけですが、以下申し

上げるものが出でてきておるわけであります。

これは、「北富士演習場問題の概要」という、山

梨県の県民室北富士演習場対策班というものが北

富士問題についての問題を記録的に編集をいた

しましたが、その後私がいることと資料等について

調査をいたしてみたわけであります。以下申し

上げるものが出でてきておるわけであります。

これは、「北富士演習場問題の概要」という、山

梨県の県民室北富士演習場対策班というものが北

う点をあの際指摘をしてまいつてあるわけであり

ますが、この記録を見ますと、私が指摘したとお

りのものが裏づけされているわけであります。

そこで、関連質問ですから、時間をあまりむだ

にしてはなりません、自治大臣もお見えになつて

おりませんから、もしその点についての御説明がい

りますから、もしその点についての御説明がい

○政府委員(井上幸夫君) 書類は関東財務局にあ

るはずでござりますので、ありましたらお届けい

たします。

○足鹿覺君 町村自治大臣がおいでになりました。

た。お忙しいところをありがとうございます。

御出席をいただきましたのは、要領を申し上げ

ますと、われわれはいま御承知の防衛施設周辺の

生活環境の整備等に関する法律案を審議してお

われでござります。これは第一條が、新法におい

ては——旧法の場合は、防衛施設の運用によつて

生ずる障害の防止等のために必要な措置を講ずる

との目的が明記してあるにもかかわらず、今度

いう目的が明記してあるにもかかわらず、今度

の場合は「防衛施設の設置若しくは運用により生

ずる障害の防止等のため」と、こうずっと長く続

くのです。いわゆる運用から何か影響が出るとか

いうことではなしに、基地設置そのものによつて

いろいろ国が補助金その他の便宜を供する、そ

ういう趣旨のきわめて重大な、言うならば軍事優

先措置の法的確定にも通ずるような重要な法律だ

とわれわれは理解しておるわけでありますが、今

国会にも、国の補助金が法令で定められた額どお

りにもらわれないために超過負担問題がありま

す。このときの事情は、当時演習場に立ち入ること

について忍草入会組合が米軍から事實上の許可

を受けているということで、いわば追認的に関東

財務局がその一時使用の許可の手続処理をしたと

いうことのようでござります。その際、恩賜林組合との間に競願があつたようございまして、御

指摘のように、関東財務局長が恩賜林組合に對し

受け取つておる冊子であります。この中に、檜丸尾の一時使用許可についてこ

とも、みんなこれを受け取つておる冊子であります。この中に、檜丸尾の一時使用許可についてこ

とも、みんなこれを受け取つておる冊子であります。この中に、檜丸尾の一時使用許可についてこ

とも、みんなこれを受け取つておる冊子であります。この中に、檜丸尾の一時使用許可についてこ

とも、みんなこれを受け取つておる冊子であります。この中に、檜丸尾の一時使用許可についてこ

とも、みんなこれを受け取つておる冊子であります。この中に、檜丸尾の一時使用許可についてこ

う

九

法と、長崎国際文化都市建設法、さらには昭和二十五年に旧軍港市転換法を可決して現在に至つて、住民投票を経て制定されておる。にもかかわらず、これと対照的に、この新法は、特定防衛施設関連市町村の指定をさめながら、憲法第九十五条の規定を無視しまして、山長官に言わしむると、この指定は総理大臣が統括しておる総務長官のことだと、こうまあおっしゃるわけでありますけれども、一応法律のたてまえは総理大臣が指定期權を持っておる、こうなつておる。しかもこの法律には、財政法の特例、会計法の特例、国有財産法の特例、重要軍事基地都市の特例規定などがたくさん盛り込まれておりまして、政府はそれらを独立の特例法とせずに、この本法の中へ入れて一括承認の態勢を確立しようとしておるのでないか。私どもは立場を越えて並行的な議論を好んでおるものではありません。事実このよくなことをおやりになるならば、憲法九十五条の定めるところに基づいて、さきに述べたような広島、長崎等が住民投票によつて新しい平和都市として脱皮をしていくこと、そういう事態に逆行するものではないか、こういう立場から御質問を申し上げておるのであります。これに対し、あなたのところの局長さんは、山村振興法を例にとられて御答弁になりましたが、そういうことを聞いておるのではない。やはり自治権の侵害を伴う面もある、という保証はない。また、財政的な格差が拡大をして地方自治体が財政難にあえぐ中に、さらに一方では苦しみ、一方では墓地あるがゆえに優遇されると、こういう重大な結果になる。自治体を預かられるその長として、高度の政治判断に基づいて、やはりこのような問題に対ししては、きわめて正しい姿勢で対処していかれるべきではないかと、私はそういうふうに思うわけです。

○理事(岩動道行君) ちょっと速記をとめてください。
答弁をしたいということを言われて、私は非常に
感激を新たにいたしております。ためにせんがた
ために私はあえて並行的な見解の対立を求めておる
のではありません。そういう心境から、私は、た
だ単にこの法案に対しての問題のみならず、やや
もすれば、われわれがすべてのこととに何でも反対
をするというような、そういう世論形成が一方に
おいてなされておる中にあって、私どもとして
も、筋を通して憲法に定められた合法的手続に基
づいてなされるならば、あえてとやかく言う筋
じやありません。その憲法の中身も、この法律の
根拠法といふようなものの条文は、条文それ自体
としてはない。そこで高度の政治判断に基づい
て、北海道の知事も御経験になり、戦前から豊富
な行政経験をお持ちになる町村さんの御所見を承
りたい、こういうことでござりますので、よろし

〔理事岩動道行君退席、委員長着席〕
○委員長(寺本広作君) 速記を起こして。
○國務大臣(町村金五君) 実は、このたびの防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律の御審議のことをいま伺つたわけでございますが、先ほど来私どもの行政局長が参りましてお答えを申し上げたこと等にも関連してのお尋ねだというふう伺つたのでございますが、先ほど来政府の地方自治体に對するやり方の中に、あるいはときには超過負担を生ずるようなことが起きたり、あるいは今は今回の法案は、足鹿議員の御指摘によりますれば、一部の市町村にたいへん財政的に有利な条件を付与しておるというような点についての御指摘も伺つたわけでございますが、まあ一般的に申し上げてみましても、実は超過負担の問題が、ことに最近は御承知のように諸物価が非常に高騰をいたしておりますといふようなことからして、従来ございましておるもので、しかもわれわれとしては一日も早く解決しなければならぬ、努力をいたしておりま

た超過負担の問題、必ずしも所期の成績をおさめないといふようなことをございまして、政府としては昭和四十七年以来のことにはかなりの努力もいたしており、さらに、本年度特に超過負担の問題が重視されておりまするような問題については特別な調査を関係省庁とともにいたしまして、明年度以降こういった問題の解消に極力つとめたい、こう考えておるのでござります。

なおまた、このたびの法案に関連をいたしまして、政府の施策が一部の地方自治体に特に有利な措置を講ずるというようなことは好ましくないのではないかという意味の御指摘のようにも伺つたのでござります。まあ、私は今回のこの周辺整備法の内容を十分承知をいたしておりませんので、あまり確たるお答えを申し上げることはできないのでございますけれども、おそらく、やはり基地が置かれておるということによって周辺の町村がいろいろの点でたいへんな難渋を来たす、そういうようなものに対する一つのこれは政府としての特別の措置であろうと、まあこう思うのでござります。自治省といたしましては、全国の市町村といふものをよく総体としてながめまして、財政政策にあまり凹凸があると申しましようか、非常に力の差異ができるというようなことは、つとめてこれを是正をしたい。交付税の措置なども、そういったことをかなり念頭に置きながら配慮されておるものでございますが、まあこのたびこの周辺整備法によりましてどういうような事態に相なりますか。自治省は自治省といたしまして検討をいたし、今後これにできるだけの善処をいたすようになりますが、こう考えておるのにいたしたいと考えております。

なお、この法律が憲法九十五条のいわゆる特別法であるかどうかということにつきましては、自治省としては、これは憲法九十五条の特別法に該当はしないのではないか、こう考えておるのでござります。言うまでもなく、政府といたしましては、これを提案するに際しましては、まず判断に従つて提出をいたしたものであることは申し上げるまでもございません。行政局長が引例とし

して山村振興法のことを特に申し上げたそうですが、これは私も引例としては必ずしも適当ではなかったのではないかと、かように考へるのですがございまして、山村振興法は、申すまでもなく、今日の山村が必ずしも繁榮をしていない、いろいろ困難な状況にあるために、これを振興させようというためにつくられた、きわめて有意義な重要な法案であると、こう考えておるのでございまして、自治省といたしましても、この効果的な施行には従来とても努力をいたしておるんですが、今後もそういうつもりでこのことは対応いたしてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

なお、私いまの山村振興法のことについて御説明がやや不十分でございましたが、これは実はこの法案が議員立法によってでき上がったものであり、そういった意味では、当時山村関係者から非常に期待を持ち、感謝をされてでき上がった法案だということは私も重々承知をいたしておりますところでございまして、したがって、自治省といたしましても、さびれる傾向のございます山村振興のためには、この法案を一つの土台にいたしまして、今後とも山村振興のためにできるだけの努力を重ねてまいりたいと、こう存じておるところでございます。

○足鹿麗君 やめようと思いましたけれども、山村振興法の問題にもお触れになつたようになりますし、もう一点だけ大臣伺いますが、山村振興法の点については、これは私も衆議院時代に国民党派でその法案の作成に当たつた一人で、山中さんもよく御承知のとおりです。私は、具体的な実利をやはり無視した議論といふものはあまり好みません。そのことが国民なり地域住民にとってほんとうに具体的に生かされる、そういう立場で、今日まで長い間政界で、野党の陣笠でありますのが、つとめてまいりました。そういう意味から、あれは政府の発意が一部にもあつたと思ひますけれども、過疎に悩む山村振興の問題につきましても、占有率の問題をめぐつても必ずしも冷たい態

度を自治省は示しました。占有率入〇%などと
いう、その林野率ですね。そういうものが、適用
できる条件として出てきましたので、いわゆる作
業の段階で、そんなむちやなことがあるかという
ことで、これは必ず、主張に主張を重ねて現行
法になってしまいます。ですから、特例法として特
に必要を認めた場合には、われわれも党派を越え
て、その趣旨によっては参画をしてきて、実現の
ために努力しております。したがって、そういう
政治行動を私は信条として持っておりますので、
山村振興法に言及されてこの問題を比較され
たことについて、私はそれは次元が違う。それを
引用されたことそれ自体を、その振興法それ自体
を軽視したり、どうこうということではない。た
だ、大臣が熱意のほどをお示しになりましたか
ら……。この間も大会がありまして、あなたの方
の野原正勝君がこれは責任者、たとえばその大
会で満場一致採択された決議の中に、山村振興の
基準として人口で規定することはよろしくない、
面積を基準にせい、こういうきびしい決議も採択
されております。確かに問題が山積しておるんで
す。事はどうしよう、やはり特別法であれば、い
ろいろと問題提起し、改善に改善を重ねていけ
るわけであります。

このように財政法上の特例、会計法上の特例、國

有財産法の特例、重要軍事基地都市の特例規定な
どが一括してこの法律の中にたたみ込まれておる
し、趣旨自体としてもわれわれとしては問題であ
り、手続きその他の面からいっても、私はこういう一
括承認を求めるようないき方はどうかと思う。こ
ういう点で問題を提起し、できればこれは、住民の
意思的確にあらわるのは住民投票が一番であ
りますから、広島・長崎の新都市計画法も憲法九十
五条に基づく住民投票を経て制定されたものであ
りますから、やはり地域住民なり国民が必要と認
めて判断を示したことにしてやるべきではないか、手
続としては憲法九十五条の住民投票によってやる
べきではないか、こういう手続き上の問題も示した。
一面、学校も不十分だ、保育所もない、地方行政の

保育所や厚生施設や体育施設をどんどん金づくめ
で、地方自治体を金しばりにしていこうと、金で
万事を片づけていこうという、そういう意図もあ
るのではないか。しかし、金で解決のつかぬ問題
も私はあると思います。言うならば、地方自治体
が基地の番人になつたり代官になるようなことが
ないように地方自治体としては対処されるべきで
はないか、私はこういう点も、意図を含めてさつ
きからやりとりをしておったわけなんです。お忙
しいところをお越しいただきましたが、そういう
私のお意図も含めて御所見を伺えたらと思います。

○國務大臣(町村金五君) 私、このたびの周辺整

備法の内容、たいへん不勉強で、よく勉強をいた
しておりませんので、いま御指摘になりました点

についてはおそらく防衛廳長官にだんだんの御質
疑等があつたのではないか、こう存じますので、
それについて私の私見を申し上げることは差し控
えることにいたしたいと思ひます。いまもだん
だんと御指摘になつておりますように、私ども
全国三千幾つかの地方団体の財政状況あるいは行
政の状況というようなものを自治省として全体的
にながめておるのでございまして、できるだけそ
れぞの市町村はみな健全な財政基盤のもとに発
展をさせなければならぬという立場に立つて自治
省としての施策を講じておることは申し上げるま
でもあるし、密約の合法的施策化であるのではな
いかという気もいたします。この覚書の中にある
といわれておる自衛隊不法使用排除訴訟はその後
どうなつたでしょうか、この問題について御答弁
をいただき、あと一問だけ、また数点お尋ねをい
たしまして、官房長官のお引き取りをいただきました
いと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長(寺本広作君) 本案に対する午前からの

質疑はこの程度にとどめ、午後二時再開すること
とし、休憩いたします。

○委員長(寺本広作君) 午後零時五十二分休憩

午後二時一分開会

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会

を開いたします。

休憩前に引き続き、防衛施設周辺の生活環境の
整備等に関する法律案を議題とし、質疑を行ない
ます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○足鹿覺君 官房長官がお忙しいところ御出席い
ただきましたので、きわめて簡単にお尋ねをいた
しましたので、お引き取りをいただきたいと思います。

問題は、北富士問題に関連をいたしまして、か
ねてから山梨県知事との間に、あるいは他の団体
との間に、いろんな閣議了解ないしは協定が結ば
れておりますが、そのことについてであります。

そこで、いままで払い下げ国有地二百十ヘク
タールと言つておりますが、この払い下げの価格

の基準とでも申しましようか、前愛知大蔵大臣
は、どこかで時価と言つたといわれております。

この時価というのは、近傍取引価格を基礎として
考へるといふことあります。それが、この払い下げの価格

を申し上げておきたいと思います。

承りますと、足鹿先生は来たるべき参議院の選
舉にはもう立候補されないということでございま
す。多年にわたる衆議院、参議院を通じて、先生
が特にこの農林、水産、林業その他の安定育成、
またこれに関係する地域住民あるいは国民のため
に、国会活動を通じて非常なお働きをされたこと

検討をさせていただきたい。

時間の節約上次に移ります。第二点、すなわち

返還国有地払い下げの閣議了解に至る経過であり

ますが、政府はもみにもんだ調整過程を経て、苦

心に苦心を重ねた結果、到達したものが閣議了解

した。同じ一部の地域に適用される法案ではござ

いませんけれども、少なくとも法の目的とするこ

とはおかしいという御指摘のようでございま

した。経過の中で最大の問題

は、何であったでしょうか。今までいろいろ経

過を述べられる中で、恩賜林組合と防衛廳との覚

書に触れられることが少ないのであります。

この点は山中長官でもつこうでありますし、お

答えを願いたいと思います。

それから閣議了解についてであります。この

恩賜林組合と防衛施設厅との間に覚書があるそ

うであります。これを示しどければと思ひます。

は、私もしばしば委員会等の先生の御議論を通して頭の中に深く入つておることでござります。國會議員をおやめになるという話を承りまして、まさに惜しい人であるという感をさらに深くいたしまして、答弁をいたします前に、このことだけを一言申し上げておきたいと思います。

ざいまして、また知事もそういうことをしきりに力説されるものですから私も覚書に調印をしました。以上は、これは内閣の窓口でございますから、法律的な効力は別といたしまして、行政上の効果というものは引き続きこれは存続しているものと思います。

○足鹿健君　ただいまは私自身の問題について過
分なごあいさつをいただき深く感謝をいたしま
す。党派を越えて、ただいまのおことば、ありが
とうございました。

りまして、さらにはそれはただ単なる疑惑にとどまらず、今までの防衛施設庁が現行法の第三条、すなわち障害防止工事の助成、第四条の民生安定施設の助成等について、その運用はひんしゅくに値するのだ。いやしくも、みずからが国の自衛に当たる、こういう大義名分に立脚して事を行なうならば、いかゞ内閣達成のところは、わざわざ

先ほどの先生の御質問の中に、私が答手のできるものとしまして、大蔵省も来ておりましたのは、防衛廳の当局も来ておりますから答弁がなされると思いますが、いつかも予算委員会で先生が御質問ございましたが、この覚書に関するだけでございまして、山梨県の知事、それから小林さんという県会議長でござりますかと、それから金丸県連の会長、三人見えまして、これらの問題について、ひとつ県民の要望もあるから骨折つてございまして、この覚書ができましたのは、最初四十七年の八月二十八日でございましたか、官房長官という仕事を仰せつかつて間もないころでございまして、山梨県の知事、それから小林さんという県会議長でござりますかと、それから金丸県連の会長、三人見えまして、これが問題にございました。もともとこれは、いまにして思えば、私がこういう話の中に入つたことが何回も内閣委員会に呼び出される原因になつておるのだと思いますが、そのたびに答弁を得ない答弁ばかりしておって、おしかりを受けるわけでございますが、先日も内閣委員会に呼び出されまして、神沢先生から御質問ございまして、山中防衛廳長官から、こういうものに判こを押す場合には、君は念には念を入れよと、こういうおことばも承りましたが、手形なんというものに判こを押すとおも財産もなくなるというようなこともあるじやないかという例を引いてのおことばもございまして、いまにして思えば、私がこれは関係することではなかつたが、山梨県知事や県民を代表しておる演説の会長という資格で小林議員が来ておられる、それに友人であります金丸君も来ておられたものですから、するする話をするうちにこれは県の要望だ、県民のためだということです。

上げませんが、この覚書がもとになりまして、そしてこの北富士演習場の使用に関する措置について開議了解事項というものが私はできていてると思うのでござります。これに関連して、先ほど恩賜林の問題であるとか、あるいは価格の問題題でありますとか、その他のお尋ねがございましたが、そういう話は、そのときには私は全然話もなかつたし、また議論をしたことなどありませんし、御意見を承ったことも一切ございません。ただ、知事その他からこういう要望があるし、また富士保全法も、静岡県側と比べるとどうも山梨県側は国の投資も足らない、地域のいろんな道路とかレクリエーションとか、あるいはその他の公共施設に対する国の配慮も足らぬじゃないかということです。これらと合わせて富士保全法というものをつくれ、考えてくれということをございましたが、それでもそうだと思いまして、そういう法律が必要なならばひとつ骨折りましようと、こういうことになつて、よいよ富士保全法の法律をつくる段になりますと、これまた私の所管でなくして、所管はどこかということいろいろ議論しまして、環境省にお願いしてつくつてもらうということになつたわけでございまして、まあそういう大まかな話で私はこの覚書というものに署名をし、署名をした以上は、またこれらの問題が議論される限りは、私もやはり政府の一員として責任を負わなければならぬということを身にしみじみ思ひながら答弁のために立つておるわけですが、さいますが、こまかいことは一切私はこの話に

長官には初めてでありますので、もう一べん重複させていただきます。恩賜林組合に払い下げをした場合、これを他の目的に使用したり、第三者に処分をしたりしないために条件をつけるということをお聞いております。私はそういうふうに聞いておりますが、どんな条件をつけるのでありますようか。たとえば、将来そのようなことをしないために、買い戻しの特約とか、契約解除の特約とか、それとももと弱いものか、どういうものでありますようか。もし長官との——これはただいままのおことばのようだ、いつの間にかあなたの所管事項になってしまっていることになつた。あなたが窓口になられたせいです。それであなたをわざらわすわけですが、恩賜林組合では、返還国庫の払下げですが、これは現在凍結をされておるそうであります。先ほどもそういう意味の御答弁が大蔵当局からありました。で、問題は、払下げを受けた後、決議を実行するということが富士急行との間に約束されておるということをご存じます。この点について、やはり先ほどの恩賜林組合が他の目的に使用したり、第三者に処分したりしないための条件が私は必要ではないか。で、先ほども長官がお越しになりますまでに、まさか富士急行が造林をするだけの殊勝なことを考えておらない、これはだれが見てもそう思ひます。何らか観光が目的か、企業目的に、レジャー関係の企業等を考えおられるに相違ない、こういうことがいろいろな疑惑を生んでくるわけであ

それが了承がしたい。國民が納得しがたい事柄が数々あります。私は、二階堂官房長官も、現行法における運営についても多くの疑惑を國民に与えておる中に、今度のいま私が指摘したような企業との間に転売等が行なわれるといふようなことになりますと、これはきわめて遺憾千万なことにならざるを得ません。

そういう意味合いから、きょうは時間もありますし、ここへ、全部防衛施設庁が出しました資料そのものに基づいて、これを実地踏査をし調べあげたものがありますが、これは本日は質問をする時間もありませんし、この間神沢同僚議員が、四十八年度富士演習場北富士土地周辺対策事業一覽表と称する、こういうものが出ておりまして、事業名、事業所と事業費、補助額、採択理由、この採択理由が問題なんであります。この採択理由に照らして、現地の実地踏査した結果がございますが、私はこれを割愛をいたします。どうか國民の疑惑や地元住民の不信を買うがどとき事態がこうまつもないよう十分御留意をお願いいたしたい。中身についてはこれ以上申し上げません。

慎重に対処していただきたいと存じます。

私は、あまり学もなく、知識にも乏しい一農民運動者にすぎませんが、今日、北富士における農民の防衛庁の施策に対して抵抗する動きのあることは天下公知の事実であります。権力に何がためにからだを張って抵抗せざるを得ないかということに対する、まず惜みよりも、なぜそのようなことをしなければならないかという、同じ國民の力にからだを張って立ち向かうかという、これは

一、二の者たちの活動や思想によつてそういうことが行なえるはずのものではありません。長い間入り会い権を主張し、今日まで戦つてきたこれらの地域住民の声を、私は十分防衛庁並びに防衛庁の特に出先が、功をあせり、目的を達成せんがためにはいかような手段でもかまわないというような態度を改められて、堂々たる理由があるならば理由を掲げて対処されることが当然だと思ひます。

私は、今日まで衆参合わせて二十四年間議席を与えられました。私の生涯は農民運動に身を投じて五十年間専心いたしました。どのような小さな農民の要求でも、地域の声でも、私は一番いまの世の中で下積みになつてお、大事な食糧を生産しておる農民は、貴重な、最も大切な存在だと思いますからであります。どうかその人たちを泣かせないで、この人たちに對してあたたかい気持ちをお持ちになりまして、今後も北富士の入り会い権の問題、それをめぐる各種の農民の声を国政の上で対処していただき、十分こたえることができないまでもが、立場を相違しておりますから、必ずしもすべてをとはならないであります。しかし、国民として、一番金もなく権力もない農民が、長い間の悲願であった北富士の入り会い権の問題も各地で判例も新たに下り、大正四年の大審院判例で、唯一の手ばかりでこれを拒否しておられる態度についても、私は再検討願いまして、事の紛争のもと入り会い権問題であります。すでに各地において新しい判例も出でておることでありますし、十分山中長官におかれましては民意をくみ、また新しい情勢に対応する判例等も吟味いたしまして、入り会い権問題に対する理解ある態度を關係方面に連絡をおとりいただきまして対処していただきたい。

私がこの北富士問題と取り組むに至ったのは、農民の長い間の入り会い権を理不尽にこれをじゅうりんしようとした防衛庁の態度に対し、私はあえてこの問題と取り組むに至りました。私は山陰の一角の人間でありまして、わざわざ北富士の

農民闘争についてこの三年間情熱を傾けたのは、この恵まれない農民たちの先祖から伝わる入り会い権を無視しようという権力の立場に對して憤りを感じ、その農民にこたえたいと、こういう気持ちであります。

が、入り会い権問題を取り上げて論ずるに至つてだんだんと入つていくうちに、新しい問題にぶつかり出して、こういう今日の質問をするような立場になりました。どうか十分この点を山中長官、二階堂官房長官も意のあるところをおくみ取りいただきますことを最後にお願いを申し上げまして、私の質疑を終わらしていただきます。たいへん無礼なことを言つたと思ひますが、御了承いただきたいと思います。

○國務大臣(山中真則君) 言々肺腑をえぐる最後の御忠告、つっしんで承ります。

○國務大臣(二階堂進君) いま長年にわたる北富士の問題についての先生のなみなみならぬこの情熱を傾けられたときさつについての御発言がございました。私も心から傾聴をいたしました。

ただ、お尋ねの中で、恩賜林の払い下げについての密約の問題とか、あるいは恩賜林のこの組合が富士急行に何かこう払い下げをしたというふうなこと等について、私に對してどうだったのかとこの覺書を結ぶときなどには、こういふ話は一切出ておらなかつたことだけを最後に明確に申し上げておきたいと思います。

○星野力君 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案の具体的な諸点について質問に入ります前に、外務省アメリカ局長に簡単な質問を

二、三いたしたいと思います。

那覇空港の米軍P-3対潜哨戒機の基地移転問題ははどうなつておりますか。一九七五年というと明

なくなると言われてきましたのであります。その辺のことはどうなつておりますか。

○政府委員(大河原良雄君) 那覇空港からのP-3は回日米安保協議委員会の席上におきまして、日米間で原則的な合意が固まつたわけでございます。

その後、那覇空港からP-3が移転してまいります先であります嘉手納並びにそれに隣接いたしました普天閣の飛行場の整備計画といふものにつきまして、日米間で、日米間で具体的な細目の打ち合わせがずっと統けられてきておつたわけでございますが、その細目打ち合わせになり時間がかかりましたために、当初考えましたよりは若干の作業日程がおくれております。一方また、移転先であります嘉手納の飛行場にP-3収容のための格納庫その他の受け入れ施設の整備が必要でございますが、このほうの整備作業も若干の工事のおくれが見られるところでございまして、当初、明年の三月ごろにはという目標で関係の当局において作業を急いできておられるところでございますが、且下の状況では、三月一ぱいということはむづかしくて、昭和五十会計年度に若干ずれ込むことになりそうであるという状況でございますが、いずれにいたしましても、なるべく早く作業を急ぎまして、P-3が富士急行に何かこう払い下げをしたというふうなこと等について、私に對してどうだったのかと云ふふうな御指摘であつたと伺いましたけれども、最近特にトレーラーパンというものが米本国から三沢に輸送されてきたところでもございまして、岩国から三沢に輸送されることはございまして、岩国から三沢というふうにはございました。私も心から傾聴をいたしました。

ただ、お尋ねの中でも、恩賜林の払い下げについておられたところの組合が富士急行に何かこう払い下げをしたというふうなこと等について、私に對してどうだったのかと云ふふうな御指摘であつたと伺いましたけれども、最近特にトレーラーパンというものが米本国から三沢に輸送されてきたところでもございまして、岩国から三沢に輸送されることはございまして、岩国から三沢というふうにはございました。私も心から傾聴をいたしました。

○星野力君 新聞報道によりますと、最近アメリカ本國から三沢基地にトレーラーパンが輸送されてしまつても、三沢での受け入れ施設の整備といふふうなことを言つたと思ひますが、その事実どうでしようか。

○政府委員(大河原良雄君) トレーラーパンといふふうな御指摘であつたと伺いましたけれども、三沢の米軍の施設・区域内にいわゆるトレーラーハウスというものが前々からあるというふうには聞いておりますけれども、最近特にトレーラーパンというものが米本国から三沢に輸送されてきたと云ふふうな御指摘であつたと伺いましたけれども、最近特にトレーラーパンというものが米本国から三沢に輸送されてきたと云ふふうな御指摘であつたと伺いました。

○星野力君 トレーラーパンといふのは、私もよく知りませんが、いままであそこにあるところのトレーーラーハウスというものと同じような機能を持つた移動修理工場みたいものではないかと思うのですが、いま御答弁のように、那覇・嘉手納といふふうな御指摘であつたと伺いました。

○政府委員(大河原良雄君) ただいま玉つき移転と云ふふうな御指摘であつたと伺いましたけれども、沖縄返還交渉當時、確かにP-3の玉つき移転といふふうな御指摘であつたと伺いました。その際に、岩国からP-3Bが三沢に移転に備えてのことと受け取つておるようあります。一昨日の政府答弁で、新しい隊舎の建設に三沢で近く着工するかのようになつておられたと思うのですが、いま御答弁のように、那覇・嘉手納といふふうな御指摘であつたと伺いました。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘の点は、昨年の一月二十三日第十四回日米安保協議委員会がございまして、その際に、岩国からP-3Bが三沢に移転に伴つて、三沢における所要の施設の提供といふふうな御指摘であつたと伺いました。

○政府委員(大河原良雄君) たゞ玉つき移転といふふうな御指摘であつたと伺いましたが、それはP-3Bの移転に備えてのことでございましょうか。

○政府委員(大河原良雄君) たゞ玉つき移転といふふうな御指摘であつたと伺いましたが、それはP-3Bの移転に備えてのことでございましょうか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘の点は、昨年の一月二十三日第十四回日米安保協議委員会がございまして、その際に、岩国からP-3Bが三沢に移転に伴つて、三沢における所要の施設の提供といふふうな御指摘であつたと伺いました。

○政府委員(大河原良雄君) たゞ玉つき移転といふふうな御指摘であつたと伺いましたが、それはP-3Bの移転に備えてのことでございましょうか。

関しますするところの具体的な細目についての日米間の話し合いがととのつたわけでございます。当面実施しようとしておりますのは、三沢飛行場の中にありますところの老朽の十棟の隊舎にかえまして一棟の隊舎、面積にいたしまして五千百十七平方メートルの鉄筋コンクリートづくりの隊舎、これを一棟三沢において建設するということでお基本的な話し合いがつきまして、所要の手続を進めた上で着工の運びに至りたいと考えておる状況でございます。

○星野力君 そうしますと、いま着工されようとおるのはP3B移転に備えての工事というふうに思われるわけであります。三沢市議会は、さきにP3Bの移転について、抜本的な基地対策を示さないまま一方的な移駐には反対という方針をきめていたと思いますが、市当局、市議会との間に了解は進んでおるんでしょうか。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘のようないろいろの御要望が三沢市当局から私どものほうへも参つることは事実でございます。なお、そういうふうにわゆる周辺整備事業としての御要望、あるいは三沢の飛行場の提供しておられます地域の一部地元へのための返還、開放その他、たとえば民間機の乗り入れの問題、いろんな問題が合わざつての一つの地元の御要望であり、まあいわば条件みたいなものになってるわけでございまして、これららの点について逐次地元のほうと話し合いを進めさせていただく過程において、三沢飛行場をめぐるもろもろの問題を円満に解決したい、そういうふうに考えております。

○星野力君 この新法が成立しますと、市議会、市当局が言つております抜本的な基地対策を示すことができる、それによって説得できると、こういうふうにお考えになつておるんではないでしょうか。

○政府委員(平井啓一君) 特に新法との関係において御要望がどうこうといふ問題では、私どもは理解していないわけでござります。現在ありますところの防衛施設周辺整備法に基づきまして対処

していくという考え方のもとに、昨年来からもいろいろ話し合いは進めさせていただいているわけでございますが、この新しい法律案が成立いたしますれば現行法にかわって新法という形になりますので、周辺整備の事業も新法に基づくものになるうかと思います。従来からの話し合いは、現行法といたしまして、十分お話し合いができる内容であろうと承知しております。

○星野力君 そのように言われますけれども、あの地元の要望というもの、たとえばいろいろの要求事業の規模からいまして、私たちから見ましても、現行法の範囲内ではどうにも納得させることができないものであるというふうに理解されるんですが、いろいろ話を進めておいでになるとしても、具体的にはどのような対策を御用意なさつておられるんですか。

○政府委員(平井啓一君) 地元のほうからは、一つの全体的な構想というものが出されてはおりませんが、私どものほういたしましては、法律のたてまえに基づき、その当該年度成立いたしております予算の範囲内において逐次具体的な事業計画といたものをお話し合いをしていただきながら実施計画の段階に移していくというのが筋道でござります。

○星野力君 もう御存じだと思いますが、最近の新聞紙上にもいろいろ防衛施設局が地元を説得するための対策とかいうものを報道いたしております。たとえば下水道から道路、公園、それから漁港という項目もあがつておりますが、漁港のことなどに至るまで考えておいでになるわけです。○政府委員(平井啓一君) 具体的に三沢市の御要望にかかるところの漁港施設というものをどうおきました。ただいま御審議いただいておりま

す。案におきましても、それぞれ現行法で申しますと第四条、新しい法律案で申しますと、第八条の民生安定施設の助成としての対象施設の中に漁港施設というのも一応範疇に入っていますので、こういったワク組みの中から考えていくことになります。従来からの話題は、現行法といたしまして、飛行場の周辺につきまして、音響による障害と申しますか、それを新たな観点からI C A Oで考えております例のW E C P N L、こういったものをもとにいたしまして、一種、二種、三種というふうに分けいたします。で、その中で、一種につきましては個人の住宅について防音いたしましょ、二種の地域につきましては及び自衛隊の基地、とりわけ沖縄の嘉手納をはじめとする米軍基地や、本土の横田、厚木、三沢、岩国などの主要な在日米軍基地周辺の住民は、騒音その他のがわる基地公害によって、生活権、環境権を侵害され、精神的、身体的苦痛をしいらげながら生活いたしております。申し上げるまでもなく、日本憲法第二十五條で、すべての国民が健康で文化的ないわば快適な生活を営む権利を保障されておるのであります。基地周辺住民はこの憲法で保障された権利を著しく侵害されています。私は基地周辺住民のそういう生活権、環境権を守るという立場から、まず質問いたしたいと思います。

個々の住民の被害が除去される、あるいは軽減されるということが一番大事なことなのであります。しかし、この新法で、いわゆる基地公害に苦しむ基地周辺住民に対する基地公害除去あるいは緩和、補償が現行法に比べてどのよくな点で変わつていいのか、前進していくのか、輸郭をお願いします。

○政府委員(田代一正君) お答えいたします。今般提案いたしております、われわれ新法とおきまして、従来と同様に学校防音とか、病院関係の防音とか、そういう公共的ないろんな施設についての防音ということを引き続きやってい

ます。この体系といたしましては、一応三条のうちの二種、三種という区分けをつくるといふことで、そういうのが今回の新法のねらいでございまして、そういたしますと、二つの体系、たとえば騒音の——騒音と申しますか、音響による障害の防止、軽減という体系でとられた問題では、一種、二種、三種という区分けをつくるといふこと、それから障害の緩和といふ点になります。この制度をつくりまして、それでもって補完してやはり障害の影響というものは残るでしょうが、この新法で、いわゆる基地公害に苦しむ基地周辺住民に対する基地公害除去あるいは緩和、補償が現行法に比べてどのよくな点で変わつていいのか、前進していくのか、輸郭をお願いします。

○政府委員(田代一正君) お答えいたします。このほかに特定防衛施設調査交付金制度、こうしたことになるんじゃないかと思います。

○星野力君 直接被害をこうむります住民の立場から考えますと、現行法に比べて変わったのは基

地周辺の防音工事対象が拡大されたという点だけは、うるさい人にとっては喜ばしいことだらうと思ふ。しかし、新法の第四条で規定されていますこの第一種区域、ここに範囲引きされる地域の居住者というのは、戸数にして数万から十数万というふうに聞いておりますが、そういうものでございましょうか。また、防音工事対象の公共施設は全国でどのくらいあるものでしょうか。

○政府委員(平井啓一君) 新法案第四条に掲げられて

三百五十校ぐらい存在している、一級防音工事の対象学校としては六百九十四校ぐらいが対象の数になるであろうと、そういうた数字を把握しながら、現在までに一級防音工事としては、学校としては三百五十校のうちすでに本年度の計画を入れますと三百四十二校ぐらいになります。大体九七%ぐらいは一級防音工事の学校としてはすでに実施しております。それから二級の学校といた

族集まる静かな部屋を整えていきたい、そういう個人住宅の防音をやっていきたいということを考えた予算上の計数でございますが、今後の実施にあたりましては、おそらく飛行場周辺の家屋の構造がまちまちでございますので、そういう中から標準的な施工の方法というものはどんなものがあるだろうか、そういう検討も試行的にや

○星野力君 全戸で數万戸ないし十万戸という対象がありながら、四十九年度で防音工事が行なわれるには、どうもいまの御答弁でも百戸もあぶないといつも思うんですが、こうなると象徴的な意味で字にしかすぎないと思うのであります。これで住民の騒音公害を除去する、あるいは軽減すると、を立てたいと思います。

中華書局影印

れております第一種区域と申しますのは、これから該当いたします飛行場周辺におきまして、WECPNLという騒音単位に基づきますところのいわゆる騒音コンターの調査、線引きをやつた上で初めて範囲が確定されてくると思ひますが、しあわがつて、その中に入る戸数がどのくらいになるかということは、いまの時点ではなかなか把握しないでござります。従来私どものほうでデーターポジエットエンジンを有しております飛行場あるいはその他の飛行場で、いわゆる一級防音工事を実施す必要のある範囲等を一応押えております。そういう点を参考いたしまして、この前の質問のときに数万戸から十万戸というような非常に概略な数字で申し上げたわけであります。ただいま四十八年度からそういう騒音コンターの調査を始めおります。できるだけ早くその調査を終わらせて、線引きができるましの時点で数は確定していくことになります。

しましては、六百九十四校のうちで、すでに昨年
度までで四百二十校余り、今年度も入れまして四
百八十五校くらいということで、大体六九%ぐら
いになりますかと思います。また、従来の四条に基
づきます防音助成では、たとえば公民館等では四
十八年度まで三十八ほどの公民館の防音助成事
業を実施したわけでござります。あと公民館等に
つきましては、これからやはり新しい計画等も出
てまいるだらうと思いますので、四条に廻しまし
ては、全体の数字というものは、施設によつては
必ずしも全部をつかんでないと、いう状況でござい
ます。

○星野力君 個人住宅につきましては、大体数万
から十万万と、こう大ざっぱな数字でござります
が、四十九年度の個人住宅の防音工事のための予
算といふのは一億円でござりますね。これで一体
何戸の防音工事をやろうというのか。たしか百戸
とおつしやつたのではないかと思いますが、そう

りながら見通しを立てていかないと、そういうふうに考えております。

○星野力君 一戸当たり百万円として、一億円の予算で百戸と、こういう計算になるわけであります。が、横田基地周辺の自治体の要求の中で、一戸当たり一部屋の工事をやるとしても百八十万円かかるとしております。その後の物価高からしますともっとかかるのではないかと思われます。そういうことになりますと百戸ということでもむずかしい。あるいは一戸当たり百万円ということが動かなければ、きわめて不十分な防音工事しかできなきということになるのではないかと思いますが、六種類のモデルハウスをつくって検討しておられるということですが、百万円でできましたですか。

○政府委員(平井啓一君) モデルハウスそのものの建設費といふものは当然これは防音工事の範囲外になるわけで、個人住宅の防音工事を施す場合六種類のモデルハウスをつくって検討しておられたのですが、百万円でできました

その百戸ないし百戸足らずのものはできるかも知れませんが、これで騒音公害がどうかなると。これは四十九年度だけのことではあります、こうう積み上げていってもずいぶん気の長い話でございましてね。しかも防音工事はいまお話を中にもありますね。したように一世帯一室ということのようであります。まあ一世帯五、六人といった家族が防音を施された一室に詰め込まれて、一日じゅうではないにしても、そこで暮らす、そこで寝るということになります。これは憲法を引き合いに出すまでもなく、かなり人権無視のことになりますしないかと田さんです。一室といいましても、いまそう大きすぎなんですね。長官、どうですか、こういう状況、人権無視じゃございませんですか。

さて、第一種区域に含まれる公共施設がどのくらいかと申しますと、まだ、御指摘でございますが、これは非常に把握がしにくいと思います。と申しますのは、従来防音工事を現行法の三条ないしは四条においてと定めてまいりました範囲と、今回のWECにてNLの第一種の区域の範囲とがおそらく必ずしも一致しないだらうと思います。しかし、一応現在までわれわれのほうで従来から実施してまいりました三条におきます病院、学校等の施設、それら四条におきまして行なっております学習等教育施設でいわゆる防音助成事業に該当しております数は、たとえば防音工事の対象としての学校としましては、一級防音工事を施す学校として、

ですか。
○政府委員(平井啓一君)　いわゆる予算ベースといたしまして、一戸百万円で一億ということです、百戸でございます。ただし、これはあくまで予算要求ないし成立のベースとしてでございますが、実は昭和四十七年度に、個人住宅の防音工事をやるとすればどういうふうな工事が必要であるかということで、昭和四十七年度に航空自衛隊の入間基地の滑走路の北端から五百メートルほどの離れた地点にいわゆるモデルハウスといふものを六棟建てました。それぞれ構造の異なるものを建てまして、防音工事のいろいろな施工上の検討を行なつたわけでございます。これらをもとにし

の防音という部分に入りますのは、いわゆる開口部、窓等の部分の遮音工事、それから音を吸収させますところの吸音工事、それから密閉状態になりますために必要とします換気施設の工事、そういうものが基本的な工事内容になるわけでございます。そういう点を一応私どものほうで積算しました範囲で、大ざっぱなところ大体百万円ぐらいでできるんではなからうかということだったわけですがございます。御指摘のように工事費その他物価等の高騰等の状況にかんがみまして、いろいろ構造等工事の施工の標準化等を考えたとしても、いろいろ百万円があるいはむずかしくならうかもわから

ろに今度住宅に防音工事を施すということになりました。そこで、まあよいよ始めていくわけになります。ございますけれども、たった一億円で何ができるのかという話、先ほどから何回もしておられます。が、先ほど申し上げましたように、やはり過去二、三年かけて研究はしてまいりましたけれども、何なんにも初年度でもあるという問題がありますので、初年度は多分に実験的な要素が入ってくるんじゃないかと思います。ただ、私はもといたしましては、今後相当急ピッチにこの住宅防音というものに取り組まなきゃいかぬといふ感じであります。その点ははつきり申し上げておきます。

年寄りのいる家庭、進学のための受験勉強中の子供たちをかかえた家庭というのもあるわけあります。これらの人々が一室に詰め込まれて、うまく生活できるはずはこれはないと思うんです。一世帯世帯でわざか一室という防音対象が、いかに非人間的な施策であるかは明らかだと思います。家屋そのものに対する防音工事ができるようにならなくては、これはしようがないんじゃないのかと思いませんけれども、今回の防音工事はその対象がお話しにならないほど少ないというだけではなく、一世帯一室などというちょっと常識はずれのしたやつの方、これでは実際に被害をこうむつておる住民のこの生活権、環境権が守られるとは言いがたいと思うんです。大臣にもあとでお考えをお聞きしたいと思います。

防音工事予算が一億円、約百戸ということにして、四十九年度はどこの基地周辺で工事を行なう予定になつておりますが、

○政府委員(平井啓一君) 先ほども御答弁申し上げましたように、日本の住宅の家屋構造、それから特に防衛施設たる飛行場の周辺と申しますのは、民間航空の飛行場と違いまして必ずしも都市施設的要素を持っておりませんので、周辺の民家の構造も日々まちまちでございます。農家の構造もあれば一般の都会地のような住宅構造もござります。それらの非常に多種多様の構造の中から一室防音というものをどういうふうに取り組んでいくかという、いわば本年度は一つの標準的な工事を幾つか考えていくと、いうテスト段階でございまして、その答えを得た上で、先ほど施設庁長官から御答弁申し上げましたように来年度以降できるだけ早い段階で全体に及ぼしていくこうということでござります。本年度につきましては、具体的にどこということにつきましては、本法案の成立を待った後に実施計画というものを詰めて取りかかるべきこと、こうということで、現在どこという具体的な場所は、いまのことろきめておりません。

からこの防音工事を始めるかということになりますと、当然基準がなくてはならぬと思うんですね。ですが、基準は先ほどもお話をありましたところの騒音コンター、これに基づいておやりになるわけですか。

○政府委員(平井啓一君) そのとおりでござります。

○星野力君 騒音コンターの作成、どこでやっておられますか。

○政府委員(平井啓一君) 私どものほうからいわゆる第三者機関たるそういう能力を持つた調査研究所のようなところに依頼をいたしましたて、実は昭和四十八年度におきまして、千歳と百里と横田、ここにおきましては、とりあえず実施してみたわけでございますが、これらもさらに精査いたしました上で詰めていくと同時に、今後その三つとも合わせまして、とりあえずターボジェットエンジンを有します飛行場と、それからそれらのジェット機が演習を行ないます対地射爆撃訓練場、合わせて二十五ヶ所ございますので、この二十五ヶ所につきまして、そういう第三者機関に委嘱をしながら、できるだけ早く騒音のコンターを作成したい、そういうふうに考えております。

○星野力君 第三者機関というのは民間の機関というところでござりますか。これはそう數多いところへ委嘱、委託されておるわけではないと思いますが、名前はあげられませんですか。

○政府委員(平井啓一君) 日本音響材料協会といふのに昨年は委嘱して調査をしてもらいました。今後は相当数もありますし、これと同様の能力を持つておられるところにも逐次委嘱をして調査を進めたいと、そういうふうに考えております。

○星野力君 いま申された日本音響材料協会でござりますか、私存じませんが、この騒音コンターは今後この法律が成立しました場合、これを実施していく上で非常に重要な役割りをすると思ふんですね。多數の、複数のそういう第三者機関に委託した場合に、それらの間に、これは科学の問題に

せんけれども、例の日本分析化学研究所、あいの例もございますし、よほどこれは監督をしつかりやつていただきたいと思います、法案ができました場合のことですね。

厚木基地をかかえております神奈川県の大和市が、同市福田の一住宅で記録しました航空機騒音データ表というものがござります。ここは言うまでもなくアメリカ空母ミッドウェーの艦載機がひんぱんに飛来しておるところであります。そのひどい騒音によって多くの市民が苦しめられております。もちろん海上自衛隊機の離着陸も少なくないであります。特にミッドウェーの出入港前後と停泊中は艦載機の離発着による騒音の強度と頻度は住民にとって耐えがたいものになつております。ことし四月十八日のデータを見ますと、これはミッドウェー艦載機の飛来であります。百ホン以上の中等騒音が一日三十二回もある。その持続時間が三月の一ヶ月平均五分四十四秒、それを四倍も上回る二十二一分三十五秒となつております。施設工事はこういうような状態を把握しておられますか。

○政府委員(平井啓一君) 私どものほうでは、現行周辺整備法に基づきまして各種の三条ないしは四条の防音工事、防音障害工事ないしは防音助成工事の実施をやつておるわけでございます。これらはいずれも、たとえば学校の場合は、当該学校におきまして、この学校が防音工事を施す必要があるかどうか、施すとすれば防音工事のどの程度のもの、一級の工事をやらなきゃならぬか、あるいは二級で効果が出るかということで、対象として予定されます施設についての騒音測定をやつているというのがたてまえになつております。

〔委員長退席、理事岡本恬君着席〕

したがつて、各飛行場におきまして、當時的などういうふうな騒音がこの飛行場で発せられているかという調査につきましては、必ずしもすべての飛行場でやつておるわけではございません。ただ、いわゆる定點測定期的に、自動的に騒音が測定できます。よろしくお答えをしてやつておる場

木の場合には、私の手元にあります資料では、これは昨年の八月の資料でございまして、いわゆる機種としてはA-4でございます。これがやはり離陸時に二キロ離れた地点におきまして百五十分を発しているというような測定の答えといふのは一応手元には持っております。

○星野力君 そういう基地の騒音の実態的確に把握していただきなければならぬわけでありますから、そういう意味におきましても、騒音コンターの作成を第三者機関に委託される場合には、十分指導監督をやつしていくだかなければならぬということを申し上げたいのです。

基地周辺住民の要求というものは決して防音工事だけではありません。たとえばテレビの聴視料を免除せよとか、電話についても防音を行なえとか、無数の要求が出ております。これらの要求にもやはりこたえていかなければいけないだろうと思いますが、その辺のお考えがどうかといふこと。

それからテレビの共同アンテナをつくるということは、新法の中にも含まれておるようではあります、それは四十九年度の場合は横浜の深谷通信基地周辺だけではないかといわれておりますが、他の基地周辺住民の要求はどうなるのか、その辺のこと。

○政府委員(平井啓一君) まず、順次お答え申しあげますが、いわゆるテレビの放送受信障害につきましては、すでに全国におきまして飛行場施設の周辺におきまして実施しておりますが、経過といたしましてはいろいろの経過ございましたが、これはNHKにおきまして、NHKの受信料の減免基準というのがござります。その中に、米軍の飛行場、自衛隊の飛行場の周辺におきまして、いわゆるその飛行場の施設の、簡単に申しますと、横一キロ、両側に一キロ、縱は飛行場の両端から五キロ、そういう範囲につきましては受信料の半額をNHKとしては視聴者から免除することになっております。その半額免除しました部分につ

きまして防衛施設局のはうからNHKに対しまして補助金を出しているということで、前々から実施しております。

それから騒音防止用の電話機につきましては四十六年度から実施てきておりまして、たとえば四十六年度におきましては千四百台、各飛行場の周辺で実施しまして評判がよかつた事情で、四十七年度は一万台、四十八年度は一万六千台というふうにおいおいふえてきております。これは構造といたしましては、通常の送受話器に、ある特殊の装置を取り付けまして、一種の指向性を持ちまして、航空機等の騒音方向から入つてくる音は入らないで、その送受話器で話しておられる方の音に対しても指向性を持つてはつきり聞こえる、そういう構造でござります。これも逐次実施しております。

それから共同受信アンテナにつきましては、前まして、飛行場の周辺におきまして飛行機のひんぱんな離着陸に伴いますテレビジョンのいわゆるプラッターラー現象、そういった障害について取り組んできていたわけでございますが、今回の新しい法案におきましては、これに加えまして、神奈川県深谷に所在します通信施設から発しますところの電波が周辺の住民の方たちのテレビジョンの受信に障害を与えて同様なプラッターラー現象を起こしているということに伴いまして、政令で、障害的原因となる自衛隊等の行為の中に、ひんぱんな電波の発射というものを加えて、その種の共同受信アンテナ設置も実施できるようを考えたわけでございます。——これは新しい今回の法案に加えようとしているわけでございます。飛行機の障害によりますところのテレビジョンの障害に関するまでは、従来から現行法にもうすでに掲げられておりま

卷之三

かどうか。それはあとでついでにお答え願えれば
ハハです。

民家や公共施設の防音工事も重要なこれは基地公害対策の一つに違いないんです、防音対策の、騒音対策の一つに違ないんですが、もっと根本的な騒音対策は、騒音の発生源である基地内において騒音を減らすこと、たとえば夜間飛行を禁止するとか、基地内に緩衝地帯を設けるとか、あるいは音響遮断壁を設けるとかする 것입니다が、そのような発生源側の基地内の努力、措置というものは何らとられる方向ではないように思いますが、どうですか。

○政府委員(平井啓一君) 米軍の飛行場におきましても、自衛隊の飛行場におきましても、やはり騒音対策としましては、御指摘のとおり音源対策、それから飛行機に関しましては運航改善対策、これらをもつて噪音を減らす方策を一層等

きめに従いまして、厚木、横田はもちらんでござりますが、さらにつれに準じて、その他の米軍の飛行場におきましてもこの規定を守るということになつております。たとえば飛行の方法といいたしましては、大体場周をどういうふうな方向で、民家の密集している上空等で無理な飛行をやらない、アフターパーナーをふかす時点を考慮するとか、あるいは夜間飛行というものは、特に特殊な任務その他緊急の場合以外には行わないといったふうな運航上の規制等を取りきめております。また、自衛隊の飛行場におきましても同様な、いわゆる一種の音源対策の範疇になります飛行方法等についての配慮を行なつておる状況でございます。

○星野力君　いま申されたような音源対策というのは、北海道の千歳基地についてはどうでござりますか。

○政府委員(平井啓一君)　千歳におきましても、これは千歳は御存じのように航空自衛隊の飛行場でございます。たとえば、ただいま申し上げました夜間飛行の時間規制といふものを受けまして、二十時から明け方の七時までは緊急発進以外の通常の訓練は実施しない、あるいは人口密集地域の上空の飛行規制等も具体的に掲げまして、それからエンジンの試運転の時間規制も設けております。それからサイレンサー、いわゆる消音器も二種設備しております。そういう形で千歳の飛行改善等の配慮をしておる次第でございます。

○理事(岡本悟君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、神沢淨君、足鹿覺君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君、上田哲君が選任されま

きめに従いまして、厚木、横田はもちろんでござりますが、さらにこれに準じて、その他の米軍の飛行場におきましてもこの規定を守るということになつております。たとえば飛行の方法といいたしましては、大体場周をどういうふうな方向で、民家の密集している上空等で無理な飛行をやらない、アフターパーナーをつかず時点を考慮したとか、あるいは夜間飛行というものは、特に特殊な任務その他緊急の場合以外には行なわないといったふうな運航上の規制等も取りきめております。また、自衛隊の飛行場におきましても同様な、いわゆる一種の音源対策の範疇になります飛行方法等についての配慮を行なつておる状況でございまます。

○星野力君　いま申されたような音源対策というのは、北海道の千歳基地についてはどうでございますか。

○政府委員(平井啓一君)　千歳におきましても、これは千歳は御存じのように航空自衛隊の飛行場でございます。たとえば、ただいま申し上げました夜間飛行の時間規制というものを設けまして、二十時から明け方の七時までは緊急発進以外の通常の訓練は実施しない、あるいは人口密集地域の上空の飛行規制等も具体的に掲げまして、それからエンジンの試運転の時間規制も設けております。それからサイレンサー、いわゆる消音器も二器設備しております。そういう形で千歳の飛行場等の配慮をしておる次第でございます。

○理事(岡本悟君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、神沢淨君、足鹿亮君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君、上田哲君が選任されました。

○政府委員(久保卓也君) 夜間飛行の規制につきましては、これは個々の飛行場によって違つております。手元の資料にはございませんけれども、地元からのお話がございました場合に、時間の面とそれから飛行の就航経路、これにつきまして人家の密集地域を通らないようにするというようなケースを考えております。で、千歳の場合には、この飛行経路につきましても、一昨年あたりにすでに現在と同じ方法をとつておると思っております。

○星野力君 私たちのところへは、最近でございまして、やはり千歳基地周辺住民から騒音防止に対する要求としまして、大体三つのことをあげておられます。一つは、いまお話しのありました早朝のエンジンテストをやめてほしいというごとく、もう一つは夜間飛行をやめてほしいということと、三番目は、せめて飛行コースを変えられないのかというようなことが中心になつた切実な訴えを比較的最近も寄せてきております。ところが、基地の側では、住民の声によりますと、ほとんど有効な措置はとられておらない。千歳基地周辺で騒音にたまりかねた住民が、航空自衛隊第二航空団司令部に電話でそのことを訴え、抗議したところ、当方はうるさいとは思わないとして取り合ってくれなかつた。それだけではなくしに、その後、隊員がその住民の自宅へたずねてきまして、この間の電話は一体どこからかけたのだというようなことを聞いたりして、いわばいやがらせをやつてくれるような事実もござります。まあ騒音でうるさかつたら出ていけと言わんばかりの態度であります。が、この法案が成立しますと、移転の補償といふ形で、うるさかつたら出ていけが公然とこれは言えるようになる。新法のねらいの一つがそこにあるのではないかと考えられさえするわけであります。

さらに、三沢基地について申しますと、昭和十四年十二月に、これは少古うございますが、天ヶ森射撃場問題解決促進協議会が、天ヶ森射撃場におけるナパーム弾及びロケット弾投下訓練場

○政府委員(久保卓也君) 夜間飛行の規制につきましては、これは個々の飛行場によって違つております。手元の資料にはございませんけれども、地元からのお話をございました場合に、時間の面とそれから飛行の就航経路、これにつきまして人家の密集地域を通らないようにするというようなケースを考えております。で、千歳の場合には、この飛行経路につきましても、一昨年あたりにすでに現在と同じ方法をとつておると思っております。

○星野力君 私たちのところへは、最近でございまが、やはり千歳基地周辺住民から騒音防止に対する要求としまして、大体三つのことをあげてきております。一つは、いまお話しのありました早朝のエンジンテストをやめてほしいといふこと、もう一つは夜間飛行をやめてほしいということと、三番目は、せめて飛行コースを変えられないのかというようなことが中心になつた切実な訴えを比較的最近も寄せてきております。ところが、基地の側では、住民の声によりますと、ほとんど有効な措置はとられておらない。千歳基地周辺で騒音にたまりかねた住民が、航空自衛隊第二航空団司令部に電話でそのことを訴え、抗議したところ、当方ははうるさいとは思わないとして取り合ってくれなかつた。それだけではなくて、その後隊員がその住民の自宅へたずねてきまして、この間の電話は一体どこからかけたのだというようなことを聞いたりして、いわばいやがらせをやつつておるような事実もございます。まあ騒音でうるさかつたら出ていけと言わんばかりの態度であります。が、この法案が成立しますと、移転の補償という形で、うるさかつたら出でていけば公然とこれは言えるようになります。新法のねらいの一つがそこにあるのではないかと考えられさえするわけであります。

• 100 •

の中止、それから射爆撃場における訓練時の南北への飛行禁止、三番目に射爆撃使用弾の種目を地元民に公表すること、四番目に危険区域にフェンスを設けるなど、七項目の請願を三沢市の市議会にあてて出しております。この請願は、米軍の天ヶ森射爆撃場による米軍のナバーム弾訓練に対する恐怖及びロケット弾訓練の強烈な騒音による住民の被害とそれに対する恐怖を訴えたものであります。最近ではこれにミッドウェー艦載機の飛来訓練が加わって、騒音被害は非常にひどいものになつてきておるんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。いま千歳、三沢をあげましたが、私、基地の状況をわりあいに知つておるんです。ほかの基地周辺の住民にもこういう苦情、こういう何といいますか

〔理事岡本悟君退席、委員長着席〕

恐怖、そういうものはもう共通しておる。要求も共通しておるんですが、もっと基地側の対策を重視して行なうということについてはどうでしようか。

○政府委員(久保重也君) 初めに私のほうからちょっと一言つけ加えさしていただきますが、千歳の場合には、部隊のほうでいまおっしゃるようなことがあつたかどうかは存じませんけれども、私ども承知している限りでは、部隊側も、また中央、われわれのところでも非常に真剣に取り組んでおりつもりであります。地元の方々からの陳情を受け、かつ図上について皆さん方と御検討したことでもございます。ただ、航空機の場合に、風向によって離着陸をする関係もありますので、千歳の場合ですと、南から北に着陸する場合、これは民間機とそれから自衛隊機との紛淆を避けるためにコースを変えております。そういうことで、両方とも一緒にしてしまいますと、飛行回数

が多くなつてしまつというようなこともありますし、まあ騒音の分散というようなことも民間機とあわせて考えておりますし、私どもとしては対する恐怖及びロケット弾訓練の強烈な騒音による住民の被害とそれに対する恐怖を訴えたものであります。最近ではこれにミッドウェー艦載機の飛来訓練が加わって、騒音被害は非常にひどいものになつてきておるんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申しております。基地側の対策もあわせて行なうことによつて、いわば音源対策をもつと重視して行なうことによつて住民の切実な要求にこたえるべきではないかと思ふんです。この状態が現在においてはミッドウェー艦載機などによつて増幅されておるけれど、緩和されておらぬ、こう住民は申ております。

能な限り飛行経路は下げておるつもりであります。が、それについても、なおかつ市街地の一部にひつあわせて考えておりますし、私どもとしては可かっておるということで、現在地元の方々とともに御相談をして、滑走路となるべく南のほうに下げようという方向で話が進められております。しかし、これまたあまり南に下げ過ぎますと、室蘭のほうに被害が及ぶというようなことをからく、なかなかそこに基地を置くということからく、うかと思いますが、最善の努力を進めておることになります。

失礼いたしました。苦小牧であります。室蘭でなく苦小牧であります。

○政府委員(平井啓一君) 三沢の点についての御指摘でございますが、昭和四十四年に地元のそういう動きがございまして、三沢の市長から仙台の防衛施設局を通じて私どものほうにいろいろ御要望と御照会があつた経緯がございます。そしてそれが得ないのであります。新法は、基地をかかえる地方自治体に、基地があることによる、新聞などによく使われておりますところの迷惑料、迷惑料の形で金をつき込むこと、民生安定といふ名目で自治体が行なう一般公共事業に金をつき込むことであり、さらにそのうちの米軍と自衛隊にとって最も重要な基地を安定的に確保するという形で話を合はしております。また、その他の弾薬、どういうものを使った訓練をやるかということについてもつきましては、昭和四十四年七月に三沢市長と對して御回答申し上げた経緯がございます。ただ、御存じのように、昭和四十六年の三月に、当時の第五空軍の戦闘機部隊が三沢から移動いたしました、しばらく空軍のジェット戦闘機等がいなくなつた時期があつたわけござります。それが

○星野力君 いまざつといろいろお聞きもいたし、お答えも伺つてまいりましたが、それによつてもわかりますように、基地公害の直接の被害者である基地周辺住民自家の生活権、環境権、これを守り、障害を除去する、あるいは緩和するという目的からりますと、この新法、やれるところというものはきわめて微々たるものじゃないかと、どう思ひます。新法の目的と

いうのは、はたしてそこにあるかどうか、騒音が得ないのであります。新法は、基地をかかえる地方自治体に、基地があることによる、新聞などによく使われておりますところの迷惑料、迷惑料の形で金をつき込むこと、民生安定といふ名目で自治体が行なう一般公共事業に金をつき込むことであり、さらにそのうちの米軍と自衛隊にとって最も重要な基地を安定的に確保するという形で話を合はしております。また、その他の弾薬、どういうものを使った訓練をやるかということについてもつきましては、昭和四十四年七月に三沢市長と對して御回答申し上げた経緯がございます。ただ、御存じのように、昭和四十六年の三月に、当時の第五空軍の戦闘機部隊が三沢から移動いたしました、しばらく空軍のジェット戦闘機等がいなくなつた時期があつたわけござります。それが

○星野力君 ます、補助率でござります。施設のほうからまとめてお答えくださいともけつこうでございます。

○政府委員(平井啓一君) ます、補助率でござりますが、これは現行法におきましても同じような考え方でございますが、新法案におきまして、第三条に関しましては、障害の原因者が国でございまして、しかもまさにその障害を防止し軽減するといふことで、必要な工事を地方公共団体その他の助対象とされておる事業は、たとえば道路建設、

船訓練等の時間につきましては、その後も米軍側で話し合はしております。また、その他の弾薬、どういうものを使つた訓練をやるかということについてもつきましては、昭和四十四年七月に三沢市長と對して御回答申し上げた経緯がございます。ただ、御存じのように、昭和四十六年の三月に、当時の第五空軍の戦闘機部隊が三沢から移動いたしました、しばらく空軍のジェット戦闘機等がいなくなつた時期があつたわけござります。それが

まず、民生安定事業に対する各事業ごとの補助率、これを説明していただきたいと思うのであります。それぞれの対応するところの省庁が行なう通常の補助率はどうなつておるか。これは学校なら文部省、保育所なら厚生省、道路なら建設省の学校新設などいうことに伴います場合には二分の一といふ補助率になつております。それから道路の関係、比較においてどうなるかということでおきますが、たとえば学校の防音というのは、文部省の学校新設などいうことに伴います場合には二分の八、有線放送電話に關しましては、たとえば三分の二と、そういうふうな補助率を一応いまのところ考えております。

なお、この同種のものが他の省庁との補助率の関係、比較においてどうなるかということでおきますが、たとえば学校の防音というのは、文部省の学校新設などいうことに伴います場合には二分の八、有線放送電話に關しましては、たとえば三分の五・五、あるいは農業用施設に關しましては三分の二と、そういうふうな補助率を一応いまのところ考えております。

いまのところ考えております。

一方で、そのとおり改良とか補装等で一部やはり地元の場合は、建設省のほうでは改良、補装ともに利せられる限度もござりますので、実際に建設省の三分の二に対し、当省の場合は改良で五分の四、補装では四分の三。そういうふうな実情としては、原則としては十分の十という、三条の障害工事の場合には十分の十といつたままでござりますが、改良とか補装等で一部やはり地元の場合は、建設省のほうでは改良、補装ともに利せられる限度もござりますので、実際に建設省の三分の二に対し、当省の場合は改良で五分の四、補装では四分の三。そういうふうな実情になつております。

○星野力君 要するに、防衛施設庁の補助率といふものは、同種の公共事業に対する、それぞれの所管の省庁がやる場合の補助率に対し、二分の一が十分の十、あるいは三分の二が五分の四と、まあ全額あるいはそれに非常に近いところまで補助をやる、こういうことになると思うのです。これはやはりこの法案の非常に重大なポイントではないかと思います。新法で民生安定事業として補助対象とされておる事業は、たとえば道路建設、

保育所の建設、各種学校や老人ホームなどの福祉施設の建設など、これは道路であれば建設省、学校なら文部省、保育所などは厚生省というふうに、国のそれぞれの対応する省庁の補助対象としての公共事業であるわけでありますから、したがって、各省庁が当然なすべきことである、それをなぜ防衛施設庁がまとめて肩がわりするのか。その辺の理由ですね、これをひとつ述べていただ

○政府委員平井昭一君　既行居並整備法におきましても、また新法案におきましては、その法律の目的のところに掲げてござりますように、「自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用によつて生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずる」ということで、一般のたとえば建設省の行政とか厚生省の行政とかと違つた形というものがここにはつきりと出ているわけでございます。いわば防衛施設を管理し運営する側、自衛隊等がもろもろの行為を行なう場合に、その行為を行なう者がこの障害の原因者になつてゐるところが、他の省庁で、たとえば学校を手がけ、保育所を手がける場合にも、立場の相違があるのじやなかるかと思います。そういういわゆる原因者の立場で、こういつた各種の公共施設等の整備を手がけていくということであるならば、これらの仕事については、やはり原因者の立場らしく、やはり補助率も特殊なものを考え、また原因者の立場で、そういうたびたび金を支出することによってこれらの方策を実施していくことが一番なしむ姿ではなかろうか、そういう考え方で從来から実施してきてゐるわけでございます。新法案におきましても同じような考え方で組み立てを考へておるわけでござります。

福祉の向上に寄与するのは当然のことと言えるかもしれません。防衛厅は、もともとこれは厚生省でもなければ生活安定省でもないのです。その防衛厅が国民生活安定を目的とした法律をつくりあげるということには、どうもその根本のところにやさかしがあるように思われてしまうのがあります。この法案の目的は別のことにある。基地の安定的確保という軍事目的のために、この法律によって本來各省厅の行政分野に属すべき一般公共事業を防衛施設厅が肩がわりする。言いかえれば防衛厅が各省厅の行政分野を侵害することになる。これは軍事優先、私はむしろ日米安保優先と言つていいと思うんです。ありますが、軍事優先、日米安保優先のたまえによつて日本の行政の仕組みを破壊することになると思うんですが、どうでしょうか、長官。

○國務大臣(山中貞則君) そういう御解釈もこれは党によつて御自由であると思いますが、私どもとしては、しかば厚生省なり建設省なりその他行政それぞれの主管省が、私どもが何もない場合に、国の基地があるからその周辺に対して迷惑をこうむつてゐるであらう、だから予算の配分にあたつて特別にめんどうを見るような傾斜配分等をしてゐるかと言えば、それはないのであって、一般行政上の都道府県、市町村配分にとどまつております。でありますから、われわれは基地の固定化とか、日米安保に奉仕するためとかいうことはなくて、基地そのものがあります以上は、われわれが使うわけです。したがつて、使用者周辺の人々というものがやはりそれによつて直接、間接の影響を受ける。基地があることにつても、そもそも議論の存するところであらう。でありますから、一般の行政は行政で展開してもらいますが、私どもとしては、基地周辺の方々に限つての国の責任において行なうべき施策といふものをとらえて、それが行なわれることによって、結果としては、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するようしようとして、こういうわ

においても、関係行政機関の間にそれぞれちぐはぐにならないよう、所掌事務の遂行と「防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努める」と、訓示規定ではありますが、やはり防衛庁はかつてに周辺に道路をつくろうとする、しかし、その趣旨は、本来建設省の都市計画でつくらうとした道路とは全く違つたところを走つていて、つながらない道路がでたりするようなことがあってはならぬ。やはりその町の都市計画の要望する、合致する線というものを私どものほうも対象としてどちらよう努力し、また一方において、市町村、所管省もそういう事業が行なわれる場合においては、防衛施設周辺整備、今回の生活環境整備によって行なわれるであろう事業を念頭に置きながら、うまくかみ合うようにしてやつていかなさい、ということを言っておるわけであります。ありますので、私どもは、僭越に、この法律をもつて全国民の国民生活や福祉の向上といふものに貢献しようなどという大それた考えは持つていません。そういう意味で、基地周辺について特別に手厚くすることが一般行政上むずかしい現状において、私どもみずから國の責任でそれをやるうという範囲のことです。

○星野力君 山中長官は、この法律に対し、そういう解釈ができるかもしれないが、解釈はまあ自由だと、こうおっしゃいました。私が述べましたような解釈ができる法律、法案であるということが一大事だということを私言っておるんです。またお聞きします。とりあえず自治省にお尋ねしますが……。

○国務大臣(山中眞則君) 私はもういつも議論しておりますから省略したんですけど、それはそういう議論ができる余地のある法律であることが問題なんだと、こうおっしゃるんですけども、その議論が出る出発というのはどこかというと、日米安保条約を認めない、防衛庁、自衛隊といふものを認めないと、いう党のお立場がございま

しようから、そういう角度からの御議論も成り立つであります。しかし、私どもは厳然として防衛庁設置法、自衛隊法等の国会を通過した法律に基づいて設置されているものである。一部議論があることはもちろん承知の上のことであります。が、それらはそれらとして、一方において係争中でありますし、私どもとしては、その存在について根本的に見解が違う。國を守る守り方についての意味が違うわけでありますから、そういうことをあらためてここで議論しても、ふだんいつも言っていることでありますから、たいへん失礼に当たると存して省略をいたしました。でありますから、簡単に申し上げますと、日本共産党・革新共同としての立場からお考えになれば、そのようなお考えもあり得るかと思いますという理解を示したにすぎないということでございます。

○星野力君 正確に申しますと、ここは参議院でございますので、日本共産党なんぞございます。

○國務大臣（山中貞則君） 参議院ではそうですか。

○星野力君 自治省にお尋ねします。

自治体はこれまで各省庁の補助金によつていた公共事業を施設庁に依存するという傾向に向走ることは、これは必至だと思います。そうなりますと、この公共事業を通じて自治体の運命が防衛庁に握られてしまうようなことも予想されるのであります。そなりますと、自治権の侵害という問題も起きるわけであります。が、自治省、近藤審議官お見えになつておると思いますが、どのようにお考えになりますか。

○政府委員（近藤隆之君） 第八条の民生安定事業の関係かと思いますが、地方公共団体の意思を無視して防衛庁のほうがこれらの事業をやるといふことは、現実問題として考えられないと思います。で、この民生安定事業そのものにつきましては、基地の地方団体もこれをぜひやってほしいというわけでございますから、これだけが先行して、ほかの公共事業が進まなくてちぐはぐがくるというようなことはもちろん問題でございます

—

たちの地域計画というものがあるわけでございま
すから、それにのつとりまして、この部分はこの
事業で防衛廳にお願いする、この部分はどこそこ
にお願いするというような形にやつていけば、別
に支障は来たさないのじやないかと思います。
○星野力君 もう少しお聞きしますが、新法では
施設庁が補助対象とする民生安定施設建設の自治
体負担分を二分の一特別交付税で見てやるという
ことになつておりますが、自治省はどういう理由
でこれを了承されたんありますか。特別交
付税は自治省の所管であります。自治省が自治省
の判断で地方公共団体に対して使用できるもので
あります。これを施設庁の行なう事業に回す、し
かもその補助事業は施設庁がきめる、自治省は金
だけを出すということになつてしまふ。自治省の
権限に対する侵害になるのではないかと思うんで
すが、私、何もなわ張り根性を發揮せよと、こう
言つてはいることじやないんですよ。その点につい
てはあとで申し上げますが、自治省の権限に対する
侵害になるようなことを自治省はどうして承認
できるのかということであります。

れるは負担区分がございまして、地方団体の負担分があるわけでございます。補助金も含めまして、その事業費というのは地方財政計画に載つておる。したがつて全体的に、包括的には財源措置が行なわれておるという形になるわけでございます。具体的には個々の地方団体などのように財源措置をするか、一般の公共事業のように全般的にもあるものではございません、特定の市町村にあるものでございます。したがいまして、普通交付税の中でこれを基準財政需要額に算定するということは技術的でございません。しかしながら、それぞれ地方団体におきましては財政需要があることは事実でございます。この財政需要に対しましてどのような財源措置を講ずるか、起債の対象になるものはもちろん起債の対象にいたします。それぞれ地方法がないわけでございます。それで、特別交付税をどのような形で配分するか、御案内のようににつきましては、現在われわれのほうでは地方交付税の中の特別交付税で配分するというほかには方法をきめます。恣意的に交付するものではございません。いま長官からお話をございましたように、これは毎年度、自治省令で具体的な配分方法をきめます。たゞ、これは毎年度、自治省令をつくりますけれども、地方負担の半分程度、半分を特別交付税の算定の基礎に入れるというような考え方でありますけれども、つくつたらどうであろうというような考え方であります。

におきましたても、毎年度の周辺整備事業に際しましては、前年度概算要求時におきまして、一応予測されます予算の規模等の中で、各防衛施設周辺のどういった事業を採択していくかがという一つは国会で承認を得ました段階で、成立した予算の範囲であらためて当該年度の実施計画を練つて、その方向づけがます前提としてございます。そしてそれが予算の検討、審査の段階を経て、最終的には国会で承認を得ました段階で、成立した予算の方向づけがます前提としてございます。そしてこのときには特別ではござりますが、一般的には一応予測しております範囲で、どういう防衛施設のような特殊な工事費その他の物価高騰の状態のときには特別ではござりますが、一般的には一つの方向づけとそう変わつた形にはならないのではなかろうかと思ひますが、ただ、本年度のような場合に、これから周辺対策事業を実施する場合で、どういう周辺事業を採択していくかといふ一つの方向づけとそう変わつた形にはならないのではないかと思ひますが、ただ、本年度のよろうな場合に、これから周辺対策事業を実施する場合に、たとえば学校防音等で考えました場合には、昨年度から継続しておりますが、本年度でももつて防音工事を元成して、来年の四月一日、新学期から開校の運びになる、あるいは人口増に伴う教室増もその時点から解消するような計画で進む、そういった学校防音工事の場合にはぜひ本年度の工事で実施完了をすべきものだと考えます。ところが、本年度から来年度にまたがって継続工事として行なうような学校防音工事、あるいはその他の工事の場合には、本年度の予算の範囲の中で、当初考えておりました規模を縮小して、たとえば建物等の場合には、付帯工事だけをまず本年度になつて、本年度予定されていた分を来年年度に延ばしていく、そういうふうの中から、せつから障害防止なり障害の軽減緩和に資するといふことで地元の皆さんも期待され、またそれができるまでの間その障害をしんぼうしていただきたいといふうしていくかという点では、たとえばいま申し上げましたような考慮をした上で実施していきたいと考えております。

○星野力君 この問題では、あとで時間がかかる
まししたらやれどお腹をいたやすことにします。

持ちさえすこ
ざいますか。

るのですが、その辺いかがでご

○政府委員(田代一正君) 第九条の特定防衛施設並びに関連市町村の指定の問題でございますが、

定する自治体への交付金は五億円じゃございませんか。五億円を七十もある特定防衛施設、その何

新法によりまして、一般公共施設建設事業が防衛施設厅予算に基づく補助対象事業になるといふことは、明らかに各省厅の行政の肩がわり、各省厅行政への侵害になるだけでなしに、基地周辺の自治体を金によって動かしている、施設厅の基地周辺の自治体を金によって動かしている、施設厅の

○國務大臣(山中貞則君) そういうたいへんな内容の金額でもありますとわれわれも大助かりなんですが、リロケーションの費用やら、各国と比較する場合は、日本の軍事費、国内ではG.N.P.とか総予算に対する防衛費の総額の中にほうり込まれて口出ししあがつてゐるような状態でありますて、

これは現在ここに、条文にござりますような要素、たとえば人口の問題、あるいは人口の動態、あるいは面積の問題、それから防衛施設あるためのいろいろな障害の度合いとかいうものを根拠にいたしまして、客観的なものさしつくつって、それに基づいて指定する考え方でございまますが、ござい

倍にもなるであろう関連自治体に交付するといふことになりますと、一自治体に交付される額といふものはきわめてわずかなものです。そんなわずかな金をばらまいてみたところで、これはどうにもならぬ。目的に沿うようなことは何もできやしません。実際こは旨定する寺内防衛施設役員へこまきさん。

私 時間があまりございませんが、かつて日本軍部が臨時軍事費というものを握って、中央の各行政分野、地方の行政分野に介入していた。そして中央、地方を通ずる軍国主義の国家体制を確立して、しあげてきたということは歴史的な事実があるのです。まあ規模からいえば、いまこの法案の意味をするところのものはまだ小さい。予算からいっても、これはたいしたことはないのですが、いわば萌芽の状態ではあります。その本質において、かつての日本軍部の中央、地方の行政分野への介入と本質を同じくするものがここにあると、いう、軍事優先、日米安保優先のもとにそのような方向が指向されつつあることを重大視せざるを得ないです。一体 防衛庁長官は、この法案が成立したとしまして、どのように運営されるのか、そのことを思うと、そらおそろしいような気

われば、単独の軍とも連し、全く新しい体制の軍と存しておるものでありますので、そのような大それた考え方等が入ってくる余地は今後ともあり得ないところである、そのように考えます。

○星野力君　防衛厅予算がかつての臨軍費と比べてどうのこうのということを私言つておるんじやないですが、この法案の仕組み、目ざしておるところのものの、その性格、本質というものがきわめて重大なものである、危険なものであるといふことを私申しておるのであります。そういう意味ではこれは周期的な法案ではないかと思うわけであります。

特定防衛施設について若干お伺いしたいんです。この施設は政令できめられることになつておりますが、何ヵ所、どこの防衛施設、基地を指定するのかお聞きしたい。

なんか相談をさせておらせて、したがいまして、いろんな考え方があるうかと思ひますけれども、まだ法律もできない段階でござりますし、国会でも済みまして、法律が通りました暁におきまして、私を入れて最終的にいろんな調整をしたいと思ひますので、先ほどおっしゃったように、腹案はあるんじゃないかなというお話ですが、腹案はない、といううございに御理解願います。

○星野力君 政令で特定防衛施設に指定する基準が示されておりますが、この基準で対象となる施設はどれだけあるか。たしか衆議院で五十施設ないし七十施設というようなお答えがあつたようになりますが、かりに七十施設あるとしますと、関係の自治体の数というのはどのくらいになりますか。大体倍あるいは何倍という数字が出るだらうと思います。

ところで、四十九年度にこの特定防衛施設に指

ジェット発動機を有する航空機の離着陸する飛行場とか、あるいは演習場でござりますとか、港湾でござりますとかいうのがあがつております。それ以外に、その他政令で定める施設といたしまして、いま私どもの考え方といたしましては、一つは大規模な弾薬庫というのを考えております。それからもう一つは、こういった特定の飛行場とか何かという問題を除きまして、それ以外の防衛施設であるけど、それを全部足してみますといふと、その公共団体の中で非常に面積や占拠率が大きくなるという場合も想定しているわけでございまして。したがいまして、候補になるのは幾つかと云われましても、いろいろ幅のある問題でございまして、一号から三号ぐらいまでをとりますといふと、大体五十ちょっとくらいだと思います。そわに四号、先ほど申しましたように政令で指定する

もう少し予算をふやして、われわれとしては地域住民の方々になるべく最大の努力をしたいものだと念願しておりますけれども、これも全部国防費の予算の中に、総額の中に入つて議論されますので、臨軍費のような戦前のそんな姿勢はもちろんのこと、それよりも予算をふやすのに天井があつて、頭打ちで、なかなか御要望にこたえられないという現状でござります。そういうことでござりますので、御意見は御自由だと思いますが、われわれは戦前の軍とも違い、全く新しい体制のもとに存在しておるものでありますので、そのような大それた考え方等が入つてくる余地は今後ともあり得ないところである、そのように考えます。

○星野力君 防衛厅予算がかつての臨軍費と比べてどうのこうのということを私言つておるんじや

この特定防衛施設というのには、この法案の目玉でもあるんではあります、まだどこを指定するかはつきりきまつておらない、こうしたことでござりますか。それはおかしいと思うんです。正式にきまつておらないにしても、施設庁としては大体腹づもりはお持ちだらうと思うんです。その辺のところをひとつ説明していただきたい。

○政府委員(田代一正君) ただいま事務当局でいろんな検討をさせております。したがいまして、いろんな考え方があろうかと思いますけれども、まだ法律もできない段階でございますし、国会でも済みまして、法律が通りました暁におきまして、私を入れて最終的にいろんな調整をしたいと思いますので、先ほどおっしゃったように、腹案をばらしながらやよ、かに、うる舌ですが、草案はな

○政府委員(田代一正君) 個々にお名前があがつておりますが、別に私のほうでそういうたるものを持っているということではなくて、お答えいたしかねるということになります。

それから先ほど五十とか七十とかいうお話をございましたけれども、これはこの法律の第一号、二号、三号、四号というのがございます。ターボジェット発動機を有する航空機の離着陸する飛行場とか、あるいは演習場でござりますとか、港湾等でございますとかいうのがあがつております。それ以外に、その他政令で定める施設といたしましては、いま私どもの考え方といたしましては、一つ大見摸はる車両事と、うのとを考えております。そ

ないですが、この法案の仕組み、目ざしておると
ころのものの、その性格、本質というものがきわ
めて重大なものである、危険なものであるという
ことを私申しております。そういう意味
ではこれは画期的な法案ではないかと思うわけで
あります。

○星野力君 政令で特定防衛施設に指定する基準
が示されておりますが、この基準で対象となる施
設はどれだけあるか。たしか衆議院で五十施設な
いし七十施設というようなお答えがあつたようだ
と思うんですが、かりに七十施設あるとしま
すが、あるいは少し、かしかたと申す言ひ方を用いた
いといふのであります。

特定防衛施設について若干お伺いしたいんで
す。この施設は政令で認められることになつてお
りますが、何カ所、どこの防衛施設、基地を指定
するのかお聞きしたい。

すと、関係の自治体の数というのはどのくらいになりますか。大体倍あるいは何倍という数字が出るだろうと思います。

第一回 内閣委員会會議録第二十四号

日か三日皆さんが徹夜なさつておつくりになったということで、これはたいへん御苦労をおかけしたと思つておりますが、そう思ひながらも、こういう大改正をするにあたつて、今日までの基地行政というものを防衛施設廳としてすうと総括をしてみなかつた。あるものは反省すべきものもあると思うし、あるものはもっとどうしなきゃいけないと思うし、そういうもので数字の上からも統計の上からもいろいろ振り返つてみた一つのものが実は私は提案理由になつていくべきものだと、こう思つておつたんです。そういう点がどうも私は不満なんですけれども、今までのそういう点についての——まあいまそれを伺ひしてもようがない話ですが、私はまず質問に先立つて御要望申し上げておきたいと思うのです。それは賛成反対の立場はともかくとして、やはり今日の日本における軍事基地のあり方、あるいはまあアメリカの、米軍の進駐からいろいろな形での制度の変遷を経て今日まで來た。それが国民生活に与える影響もさまざまなものを持ってきた。いいと見る、悪いと見るというような、そういう私見を加えることなしに、そういうものが今まで歩いてきて、今後どうなるかという節に私はこの法案を実は見たかったわけなんです。

そこで、ちようだいした資料も昭和四一年から以降のものを実は私はちようだいしたんです

が、この際私は、私自身もあれをまだ十分に分析

しかねるぐらい膨大なものでありますから、であ

りますけれども、今後のこの種の問題をわれわれ

が審議をしていきます場合にも相当大きな参考に

なると思うのです。それからまた、その他におき

ましても使えるものになると思いますから、つい

でに言うと恐縮なんですけれども、ああいう資料

の取りまとめて取りかかつたことを契機に、防衛

施設廳が戦後の日本のこの防衛基地行政といま

すが、防衛施設関係のそういうものを一つのもの

にまとめ上げて、あるいは文章なり解説をつけて

もよろしいと思う。單なる統計集でなしに、そ

うものをひとつおつくり願えたらどうか。それを

日か三日皆さんが徹夜なさつておつくりになった

とい

う

こ

う

れ

は

さ

っ

き

失

礼

な

言

い

方

だ

と

言

い

ま

し

た

け

れ

ど

こ

と

な

い

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

な

るかもしません。率直に言つて。しかし、そろ
ばかりも言つておれませんので、私どもといいたし
ましては、謙虚に過去の行政というものの見渡
し、また反省をし、その上に立つて今後の行政と
いうものを行なうべきであるというのが、率直な
ところ私の現在の考え方でございます。また、そうち
いう気持ちで部下を指導してまいりたいと私は
思つております。

と、おれだけ一〇〇%満点だというようなつもりで言ふわけでもありません。いずれにしても、私はこの法案の審議に際しまして、そういう面まで当局もまたわれわれも考えてみる必要があるんでないか。そういうつもりで、少しお聞きにくかったかもしれませんけれども、従来のいろいろな——全部とは私は言いませんけれども、きわめて不明朗だといいますか、何となく陰で何かをそこそとやるといったような、そういう面があつたという御批判を一つ申し上げたわけなんですね。そこで、この法案にあたりましても、まあい

いろいろまでに議論が出ました。特に私は各党員で
もそういう立場からの御質問があつたと思うんで
すが、やはり縦割り行政というものが、これは昨
晩の行政なり防衛施設行政だけというつもりで
私は言つているつもりもありませんけれども、具

近それぞれ縦割り行政というものが非常にいろいろな形から出てくる。それはまあ担当省がその責任を持つべきというその考え方は、それだけは限つていえばわからないわけでもありませんけれども、どうもその意図について若干私は疑問を持っておるんです。これは今までに何べんかは申し上げたことがあると思うんですが、たとえば基地周辺の整備、いままでいろいろなものやつてまいりました。しかし、ほんとうにこの点

政といふものが、地方自治体を中心と考えての行政であれば、たとえば何か工事をする助成金を出すわけですね。今度も調整金とかいろんな金が交付金が出てくる。その場合の条件に、どうして防衛施設庁が認定をした業者でなければ設計ができない、施工ができないということになつていませんか。

これは前にもそういう御質問を実は私が申し上げまして、そうして防衛施設庁の指定業者一覧というのを私が書いてもらつて、いまも持っています。事実その人のほうは、別にこれは防衛と金の関係どあるとか、そんなことで言つてゐるわけじゃありませんよ。そういうことでもな

し、認定といいますか、指定をしているその業者の方は、大体はその市町村に関係のある業者が多

ん。
施工業者等につきましては、何ら私どものほうでは登録制度とかそういうものは持っております

学校、防音校舎を建築する場合に、施設庁の認定業者が設計をしなければいけないし、それから施設庁の認定業者でなければ施工できないというこの仕組みは私にはどうも理解できない。その中から市町村が選ぶんだから自治体の自主性がある

して堀本宜実君が選任されました。

と、こう言いますけれども、そんな業者の指定まり行政からそこへ持ってくるということになると思うんです。だから、その住民に対する具体的な交付金なり調整金なりというものが出来るのはいいけれども、そういう制度はやめるべきだ、こう思っています、どうです。

○政府委員(平井啓一君) 御指摘の点は防音工事に関する問題だらうと思います。学校の防音、病院の防音等に關しましては、やはりたとえば開口部、窓のサッシ等につきましては、通常のサッシでは遮音効果が出ないわけでござります。したがつて、十分われわれのほうで各メーカーの中から、この業者のサッシならば防音工事をのサッシとして使って十分であるという、一つの資格と申しますか基準というものに合格した業者のサッシを使つてもらいたい。そうでなければ、せつからく補助金を出して防音工事を施していただいても、遮音効果の乏しいサッシを使われたのでは補助金の目的に沿わないといふようなものに關しまして、また防音工事等の設計ということに關しましては、一応やはり防音工事という特殊工事の設計技術というものを持つた設計業者でなければまずいわけでございます。そういった特殊の分野に限りませんしては、一つの登録あるいは銘柄の指定と申しますか——指定と申しましても、一つに指定するわけではなくて幾つかのグループとして認めておられるわけでござります。そういうた部分に関しておけば一つの基準以上のものをやはり選んでいたために、くということで限定しておりますが、それ以外の

○鈴木力君 施工業者については何ら関係がなき、そういう指導をしていないという御質問であります。これはこの前に私が東京都の施工業者、設計業者の指定をした一覧表まで私は資料としてちよだしてある。それはそれと別に、それはいま部屋へ行つて持つてくれればそれ就可以了。ありますけれども、それはないと云うなら、そして、私はいまの御答弁でもどうしても気にならないのは——気に食わないということばはいりませんから、これは取り消しまして、納得でないといふことで確認をしておいてよろしい。ただ、私はいまの御答弁でもどうしても気にならないのが施設局しかできないことが私はおかしい。そうでしょう。防音校舎のどういうサッシャーがいるんじやないですか。だから、防音校舎は防音校舎のサッシャーはこういう条件ないんだという答弁だ。いまの部長の答弁は、たがつて、建設省の指定、認定業者だつてでき人があるんじやないですか。だから、防音校舎は運輸省関係でも防音工事や何かそれは出でてくものという基準は、防音能力がどうだといふでいいればいいんであって、そうすると、いまの井さんの答弁をまともに私が聞きますとね、今は運輸省関係でも防音工事や何かそれは出でてしまう。その場合には、やっぱり施設局でなければ防音施設のサッシャーなり何かなり、あるいは者なりといふものが判断つかないわけですか。まの平井さんの答弁だと、運輸省がやるのも施設の認定業者に頼まなければできないという答になつてくる。私は、そういうことをせずに、

音校舎なら防音校舎を建てるというなら、それは建てるのに助成金はいいですよ。助成金はいけれども、たとえばそういう業者の認定といふのは、また変な業者にやられて途中で投げられたり、あるいは効果のないものを建てられちゃ困るという、その配慮は私はよくわかるんです。そうすると、國なら國が一定のものがあつて、それの担当は建設省なら建設省がやつて、そういう形になつて私はこの防衛施設行政といいますか、そういうものが大体理解されてくるんじゃないかな。何となしに、自分のものはみんなおれでなければとうこの姿勢が私は納得できません。

それから、たとえばこれも何べんか私は——もうこれは何回目か私も記憶がないようなことですけれども、防音校舎でいえば、学校に、防衛施設補助金によるとかなんとか書いた礎石、あれをなくせと私は何べんか言つている。そうすると、あれは無理に義務づけていませんという答弁がそのままつど出るんです。義務づけてはいませんというその答弁がそのつど出るけれども、その市町村の教育委員会なり市町村の当局に聞きますと、いや、これは義務づけられていないはずだから、なぐともいいんだよと言うと、いや、その施設局の何とかといふ下のほうの課長さんから、できれば入れてほしいと、まだ言われるんですけど、こういう形の——われわれが質問をすると、それは義務づけていませんと。しかし、行政の系統の中のどこかがやっぱり下で、義理にからむのか何にからむのかわからぬけれども入れさせておる。そうすると、学校という教育の場の子供たちが——まあ私は教師出身だから特にそういうことにこだわるんですけど、これは学校だけじゃないと思う。将来は保育所もできる、幼稚園もできる。この建物はどこからもった建物だからということを一々そこに書いてということもないはずだ。国の補助でもらつたと書いてもかまわぬじゃないか。何かを借りたとかなんとか、あの権ぐいを立てるといふくせもありますけれどもね、それにこだ

わって、自分のなわ張りというものをそこまでし
いるというこの行き方、それが私どもは施設行政
なり特に助成金を出すというこの行き方に自分た
ちのひもをつけるさまざまな意図があるといふこ
とをどうしても疑わざるを得なくなるわけです。
こういうものは私はもつとフランクに、これを返
上してといいますかね、国が統一をして、そこま
では地方自治体にひもをつける必要がないんじや
ないか、こう思いますがれども、この辺は改める
気がありませんか。

ということでもいたわけですが、いろいろと誤解を招く事情が経緯としてございましたので、昨年の七月十六日には、そういった経緯を踏まえて、この防音工事の定礎板に関するましでは、今後国の補助金の一部としてその費用を出す形での取り組み方は廃止するということで、各現地の防衛施設局長に指示文書を出しておられます。
○鈴木力君 そういう指示文書を出しておればそれで私もわかりました。いままで、いま平井さまがおっしゃったように、市町村から要請があれ

と、こういう立場でしよう。恩着せがましい態度
といふのはやっぱり私は直すべきだ。そういうう
もりでいまの問題、具体的な例を出したわけであ
ります。

その次に、何べんも出ましたけれども、これは
もうこの法案だけじゃないんですけれども、やは
りこの縦割り行政というものがちんばになってしま
ますと、やっぱり私は行政の事務配分という面から
らもいろいろな問題を起こしてくるんじゃないかと
いう心配を実はするんです。地方自治体の側に

Digitized by srujanika@gmail.com

○政府委員(平井啓一君) まず二つの問題、お答えいたしますが、一つは先ほどのサッシの問題でございます。これはいわゆる施工業者の指定じやなくして、サッシのメーカーの銘柄の指定と申しますが、標準以上のものの指定ということになるわけでございますが、実は防音工事というものを補助金行政で始めましたのは防衛施設局が初めてでございまして、最近になりまして運輸省の公共飛行場周辺におきましても同様な防音工事が施されるようになつてまいりました。したがつて、当時の事情といたしましては、やはりそういう防音工事の補助金を出します責任官庁として唯一でございました防衛施設局として、責任ある銘柄といふものを使いた工事をしてもらいたいというたてまえから、そういう制度をとつて今日まで來ているわけでございますが、最近運輸省のほうでも公共交通飛行場の周辺でどんどんと防音工事も施されますし、またその他にもそういう防音工事の分野もものを使いた工事をしてもらいたいというたてまえから、そういう制度をとつて今日まで來ているというたてまえから、今後各省庁の同種補助金行政に関しまして、これらの問題点の一つの共通の姿というものを見出して、いく努力がなされつつあるのであります。

ばということになつておつたです。ところが、市町村に聞いてみると、要請してくれという人が必ず来たというのですね。だから、そういう行政のあり方というものを、表向きはりっぱだけれども、下では要請さしておいて、要請があればとね、これを繰り返しておつたから、私はこの問題を委員会で、つまりは問答みたいだけれども、言つたのはこれで三回目か四回目ですよ。

それからもう一つは、人がかわつたからだけれども、防衛施設庁が自分の認定した業者なら一〇〇パーセントいいんだと。それをやめなさいと私が言つたのは、これは皆さんと人がかわつているからですけれども、青森県のあの地震のときなんですね。青森県の何とかという中学校で避難階段が、生徒が避難しようとしたら避難階段がそつちに倒れた。幸いにしてその避難階段を使う前に倒れてくれたから生徒に被害者がなかつた。そそ私は、防衛施設庁が自分の認定した業者でなければ、というこの考え方を捨てなさいと。そういう人の設計でそういう人の施工でもそういう事故があつたんです。そのとき以来私が言つている。だから、少なくとも私は、いまになつたら、何でも

立つてみますと、ある学校は防衛施設庁の——まあ礎石はないということになつたからそれでいいけれども、これは防衛庁の学校だ、これは文部省から補助金をもらつて建つた学校だ、これは老朽校舎の学校だとかね。病院も厚生省筋の病院ができる、防衛施設庁筋の病院ができるといったようなことういう形でどんどんいくとということになると、どう見ても私は行政事務配分の上からいって適當でない結果が出てくるような気がするんです。だから、これは各省ともいろいろそういう形でありますから、たとえば青少年施設にいたしましても、あるところに行けばこれは文部省のものだ、これは運輸省のものだといろいろな——だんだん防衛施設庁の青少年施設も出るかもしけない。これもまたいろいろもう行政の筋からいうと少しおかしい。だから、この法案ならこの法案を適用して助成の基準が出るにしても縦割りは一本化すべきだ。実はこれは昭和三十七年ですか、そういう関係の県知事さんたちからのそういう要請が出ているわけですね。そういう要請があつたにもかかわらず、関係知事たちの要請とともに別に、だんだんだんだん縦割りがふくらんでくるという

それから標示板の問題でございますが、これも動機といったしましては、こういった工事を國の費用で出したという一つの姿を残す意味においては、当該市町村のほうからの話もあって、適當であろうという判断のもとにそいつた指示等を各現地の局に流して、御要望があれば、お話をそちらへお送りする形でござります。このことになれば標示板をつけることもよからぬ

防衛局なりこっちのものというような、そういうふうな考え方はやっぱり捨てるべきだ、そう思ふんです。特に、簡易保険も棒ぐいを立てたからなんと云うのは、あなた、とんでもない話ですよ。向こうのほうは、金を貸してくれと来られて借りていつたほうです。この種のあれは、迷惑をかけていろから申しわけありません、これをやつてあげます

ことともどうも私は適当でない。これはしかし、防衛施設局に言うことはなしに、実は政府全体に私はこういうことを申し上げたいと思うんです。この際政府全体として、そういう行政事務の適正配分というものがどうあればいいのか、縦割り行政とそれから地方自治体とがどうあればいいかということを検討するべき時期

が来ているんじゃないかという感じを私は持つんです。これは山中長官から、責任持つてそうやりますとかおっしゃれと言つても、そらは言えないだろうけれども、閣僚の一人として、やっぱり政府にそういう問題提起をしていただきたいと思うし、またそういう方向でやれるところを検討を始めたからです。これが山中長官から、責任持つてそうやりますとかおっしゃれと言つても、そらは言えないだろうけれども、閣僚の一人として、やっぱり政府にそういう問題提起をしていただきたいと思うし、またそういう方向でやれるところを検討を始めたからです。

長官時代、私は、たとえば一例をあげますと、同じくいう問題を各省庁がそれぞればらばらに要要求したり予算折衝をしたり、ばらばらにおりたりしておりましたものを、統一して計画的にやることもやつてみました。しかし、いま例をあげられました青少年の各種施設の問題、あるいは今度は留学生なんかの問題ですね。どうも各省いろいろと一生懸命やつてあるんですけど、日本政府はという問い合わせをされると、外國に対してもおかしなことになつて、日本に留学したがために反日学生となつて帰つていって向こうの指導者になつてゐる例などは多いという、ここらはそろそろわれわれ日本も、政府としてやっぱり考えるべき点は大いに考えなきゃなるまいというふうに私自身は思つております。ただ、各省庁はそれぞれ自分の省の主管事務について責任を負わされますが、責任ある立場でどこまでなし得るかといふ限界の追求をいたしますし、その所管事項においては責任をとる。しかし、一歩離れますと、自分の行政区画でなければ、たとえば高速道路のštのハイウェイパトロールなども——アメリカ等もめたようですがれども、わが国もごたぶんに運んで、交通安全の上からいけば一本のハイウェイパトロール隊が負うべきなのですが、これまたうなことで、そういうものがたくさんあります。ことに、地方自治体というものに対し、それが結果迷惑を及ぼすというようなことが、これが顕著であるとするならば、それらの点は確かに責任としてもう一べん洗いかえてみて、や

方を考えるという方法がどうしてもあっていいのではないかというふうに思いますが、どうも現今の情勢を見てみますと——これは私は閑僚の山中としての意見ですよ。だから、そういう意見を言えとおっしゃるんですが、大臣の数もだんだんふえてくるというと、その大臣にはまた役所の機構がくつついて、また仕事が別途分離されていよいよ縦割りの弊が多くなる。私は好みません、そういうことは。しかし、そういう方向にいきつつある体制に目下のところ微力にして抗しがたい状態に圈内であります。だから、先生の御意向は私もよくわかります。しかし、政治家としてこれは与野党を越えた問題として取り上げべき、ことに対外的な問題等も含む基本的な問題であります。地方行政委員会でちょっと附帯決議をつけたら、もう党内で、ほかの地方事務官について所見を異にする部会から文句がついて、てんやわんやであるという、役人どころか党内までそういう騒ぎが起ころうな現状は決して私は好ましいとは思っておりません。

政治家としての考え方の一端を申し述べさせていただきます。

○鈴木力君 長官がそんなに微力にしてとおっしゃられると、これは総理大臣にも来てもらわなないといけないことになりますから、いまから来てくれといつてもしようがないと思いますからやめますけれども、これはしかし、私どもはこの行政問題を扱う当委員会としても、いまの基地行政とは離れて、真剣に取り組むべき一つの課題だと思いますが、ふうに私はそう思つておる、そういう意味で申し上げておるわけです。

○國務大臣（山中真則君）　御質問の意味に正確に私が答えておるかどうか、ちょっとじくじたる気持ちで答弁しておるんですが、これもその町村と基地との関連性、各種関連性いんかんによるものだと思います。たびたび嘉手納空港の例を出しますけれども、嘉手納村の八〇%以上の行政面積は基地である、北谷、読谷、いずれも七〇%というようになりますと、もう村民が住んでいる場所といふものは海岸べりにひしめき合つておる。北谷村などは、自分の村の義務教育の小学校を自分の中行政区画につくることができない。面積はあるわけです、基地としては、よその村に北谷小学校をつくらしてもらつて、文字どおり越境をして自分の村の子供を通わしておる。このようなことは何としても見るに忍びない、聞くにたえない、つらいことがあります。でありますから、それらの町村等については一般の自主財源、そうして普通三割自治とか幾らとかいわれております交付税との関係、そうして自治省がおやりになるさらに交付金、米ドル資産交付金等の問題、そういうものの等もあわせて考えなければなりませんが、私どものこの法律に根柢を置く交付金なり補助金の面についても、やはりそういうところは結果は手厚くしてあげなければならないことになるだらう。ただ、そのことが、自主財源の乏しい予算総ワクのわざかなところのウエートが高くなる、これを一方的に強制的に押しつけると、それは力をを持つことに、國家権力の方針につながりますので、そういうことではなくて、そういう町村の御要望と、いうものを踏まえていくという姿勢を堅持していくべきは、そちらのところの弊害はあるいは除き得るのではないかと考えておりますので、慎重、細心な運営に当たりたいと存じます。

付金助成交付金 それから施設等所在市町村調整交付金、同じように関係補助金及び交付金、これを合計したものとの比率はそこにありますか。——なければ、これは私のところでちょっと調べてもらつたものがあるんです。福生市の四十八年の当初予算といまのを比べると、もう数字を抜きにしましようか、二二%になる、福生市は。それが今度の法律が通りますと、これはあそこの地域はもう横田のあれですから、相当にまた交付金とかいろいろなものが出ていくだらうと思う。大体福生市あたりだと、現行法でいくのと、新法でいくのと、どれだけふえる見通しになりますか。精密な計算がないと思いますから、端数が違つたってあとで小言は言わないという条件で、推定で大体どの程度になりそうだと、その辺は推定がつくんですか、つかないんですか。

○政府委員(平井啓一君) どうも突然でもございますし、またそういう角度からちょっととながめた資料を持っておりませんので何とも申し上げられませんが、ちょうど私の手元にありますので、昭和四十八年度の国有提供施設等所在市町村助成交付金と、それからドル資産の調整交付金を合わせまして、福生市に対しては約一億七千万でございます、調整交付金と基地交付金と合わせまして。

それから福生におきまして、たとえばこれはだいぶん前からでございますが、講和条約発効後、昭和四十七年度までに周辺対策経費として補助金を支出しましたものが十三億……

○鈴木力君 いやいや、いまその累計のことをおっしゃっているんじゃない、金額のことは言つてない。

○政府委員(平井啓一君) 昭和四十八年度では、補助金としては福生に約四億でございます。

○鈴木力君 どうもこれは私が調べてもらつたのとは少し違うみたいでけれども、これはいいです。突然だから、数字が合わなければや合わなくてもいい。

私がなぜこれをいま言い出したかといいますと、どうも私が調べてもらつたのによりますと、

これは自治省の方にも頼んだりしてやつてもらつたんですから、そんなに間違いないと思いますけれども、当初予算の二二名なんですね。それが今度の法案でさらにまたそういういろんなものがふえていくとしまして、この福生市が何か防衛施設厅立福生市みたいなそんな形になってきたら一体どういうことになるか。だんだんに市長まで防衛施設厅から派遣をするような、こういうふうな——それは少し極端な言い方ですけれども、縦割り行政のどうこうといいますけれども、一つのほうが非常に大きく奇形的にふくれるというよう気が私はするんですね。だから、そういう点のことも考えてみますと、それはその基地と町の関係で、正確な一つの計算をすればあくまでもう一つのことが出てくると思う。それはやむを得ない計算といいますが、やむを得ないものがある。均衡といふか、それを一定の比率ということに尺度を置いて補助金を取り上げるといふと、これはまた不均衡になりますからね。ただ、そういうこともありますので、さきに私が長官に申し上げた縦割り行政の整理ということをしないと、地方自治体がだんだんにいびつになってくる。そういう点を御配慮願いたいというつもりでいまの福生の例を出したんです。これはだから数字が合うとか合わないとかということではなくしに、そういう面の御配慮というものをこの法律の運用にあたつても抜かりなしにやらないと——さつき地方自治権の侵害だ、侵害でないという議論もあった。私はその地方自治権の侵害になるかならないかといふことも、法律論やなんかでいえば非常にむずかしい議論が出てくるだろうと思いますが、実態の、国から来る金のあり方と、その中のあり方でありますね、そういう形のものでは望ましい姿になくなれるおそれがある。そういう気持ちなんですから、そういうことを申し上げたわけであります。

の助成をもらえる、交付金をもらおるといふと、あの手この手を使って、これも取らう、あれも取らうといふような形にいまどうもなつてきているような気がします。これがいいか悪いかということは、応論外としましても、そういう形になつてきたときに、ある一つの村なら村に、いろいろな公民館も建ててやります、病院も建ててやります、いろいろなことをやります。そのところまで、そのあとの維持管理ということについては、施設厅はどういう配慮をいまなさつていらっしゃるのか。その辺まで考えないと、基地がある、助成金をもつていろいろなものつくって喜んだはいいけれども、さて、維持管理ができないというようなことに追い込むおそれはありはしないかという点です。

ども、たとえば個人でいいますと、土地が非常に売れる、開発で土地を売った、それでテラックス家を建てて、金が入るから、いろいろな立ちのき料やなんかをもらつたんで、クーラーも買つた、何もつくった、車も買ったと、ずっとこうやります。そうしている間に、あとどうにもこうにも管理維持ができなくなっちゃつて、結局その家を売つて、またもとに戻つたというような開発ブームの悲劇というものがどこにもある。そういう形で、補助金が取れるから、これは公民館も建てる、病院もつくる、この今度の法案の対象になるもの、あれもこれもというようなものができ上がつても、あとで維持管理ができるないといふようなどろに追い込むとすれば、これは私はやはり相当また問題があとで出てくる可能性がある。そうすると、国が見るか、どこが見るかは別として、その村の財政力と、それからそれだけの施設設備の維持管理の能力と、そういうものはやっぱりこの法律の執行上はどうしても計算をしなければいけないだろうということです。将来のことは見ていませんと言われるのでは、これはどこかやつぱり手抜かりがありはしないか。そういう点の点検ということをおやりいただくべきではないかと、私はそう思つていま申し上げたわけなんですよ。

して海外にというようないろいろな政策があるようです。具体的にそのよそのことは要りません。日本における基地に対し、米軍の拡大要求といるのがあるんですか、ないんですか。それから、それに對して日本の基本的な政府の態度はどういう態度なんですか、まずはそれを伺つておきたい。

○國務大臣(山中貞則君) 拡大要求というものはございません。

○鈴木力君 将来ともそういう要求はないと思っていいわけですか。

○國務大臣(山中貞則君) むしろ米軍のほうとしては、こちらのところは皆さんと御意見が分かれるとかもしませんが、米軍自体の機能を失うことない範囲であれば、日本政府の願望とする個所、面積等については、何回も何回も相談をして、なるべくその要望に沿いたいという姿勢をとつているところでございます。

○鈴木力君 自衛隊の基地の新設の計画がおありますか、ありませんか。

○國務大臣(山中貞則君) 既定計画で、ナイキ配備等について、現実には進んでおりませんが計画はござります。しかし、現在、じゃどこがというところまではまだ煮詰まっている個所はどこもございません。将来は、私は、大体ナイキというのはアメリカの兵器として、アメリカはあるの広大な国土の上に、かりに敵意というものがあらわれる戦争状態になつたときに、その飛行機が直接アメリカの本土の上に来た場合ということはあまり想定してないよう思うのです。戦略を。むしろミサイル戦略だと思います。したがつて、そういう日本のような地形、山岳、河川、狭い居住面積、そういうところの制約下における兵器として、今後もそういうものが適当だらうかどうか。ことに中東戦争のソ連製にかかるSAM-6の性能がほとんどのナイキと同じ性能で、それは自由自在に動き回ることが原則なんですね。そうすると、われわれ自衛隊の研究開発能力をもつとしてそういうものができないはずはない。そうすると、狭い土地をさらに御迷惑をかけるようなこともないじやない

Digitized by srujanika@gmail.com

いかという、そういうことも言いながら研究を命じつあるわけでございまして、まあかつて郊外だったところの刑務所がだんだん宅地に包まれたよう、私ども自衛隊のほうも、都市化してまいりまして、かつては相当離れておったところでも、だんだん取り囲まれてきて、移つてくれないかといふところもない、でもあります。かといつて、じやどこかありますかと言ふと、いや、それはもうとてもということで、たいへん私どもからいふことをござります。

○鈴木力君 それでわかりました。まあ私が申し上げたいのは、そういうことで、現在ないということ

ことでありますから、それではありますか、一番先に長官と私と見解が一致しましたように、助成をしてくれという要望はあるけれども、基本的には基地は要らないんだという気持ちのほうが先なんだと、大体そういうところが多いだろうと思ひます。したがって、この法律を使って無理無理と、というようなことをやらないような御配慮はぜひひとつこれはお願いを申し上げたい、これは要請をしておきます。

それからその次に二番目であります、私の御要請の二番目は、わが党の質問者二人とも、ほとんど大部分は北富士に質問が集中したわけです。この意図はもう御理解いただけると思いますから繰り返しては申し上げません。少なくともわれわれが見ていて、今までの基地に対するさまざまなものなりの対応の処置が、北富士に對しては、客観的に直接の演習の頻度なり、大きさなり、度合なりといふものとの因果関係を離れたいろいろな処置がどうもありそうだという見方を実は私どもがしておるわけで——しておつたわけと云つたほうが正解かもしません。そこで私は、この法執行にあたりまして、そういう点はだれが見ても、施設庁から出された資料にもありましたように、人口なり、面積なり、規模なり

といろいろなものがありました、それと、基地と民生との因果関係というのも含めた、だれが見ても公正だ、公平だ、というような扱いだ、そういう配慮をして執行していただきたい、こう思いました。政府としては今までだつて公平に扱つたとおっしゃるかもしれません。おっしゃるかもしれないが、だれが見てもなるほどというような執行をぜひひとつ私は強く要望を申し上げたいと、こう思うのですが、いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 最後の質問の締めくくりの御要望でございますので、十分その御要望を尊重して配慮してまいりたいと考えます。

○鈴木力君 もう一つは、これは各党ともそういう御意見が出たと思います。周辺地域の市町村と、それから基地に關係のない市町村とのアンバランスが出はしないか、これは防衛庁だけでそのアンバランスをなくするというわけにはいかない。それぞの所管と所管とあれば、所管だけで見ればよそはというわけにはいかないと思いますけれども、その所管の立場からも、そういう格差をなぐするというふうな配慮は、各省との連絡のもとに常に手落ちなしにやつていただきたいと、いう御配慮をお願いしたい。

もう一つは、北富士でもそういう議論をすいぶん私どもがしたわけなんです。ある一定の基地周辺の地域の住民に対する手当てにつきましても、政府側がそうだということを認めると私は言うわけじゃありませんけれども、私どもから見れば、思想、信条によつてどうも差別扱いがあつたのでないかというような節がなかつたわけでもない。これはわれわれが見れば、こういうふうな表現のほうがいいと思ひますけれども、したがつて、鈴木君から発言を求められております。これを許可いたします。鈴木君。

○鈴木力君 私は、ただいま可決されました防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律案の第十二条の趣旨が完全に実現されれば解消さ

れると思いますし、そういう方向で努力を続けてまいります。

さらに第二点は、具体的な場所の問題としてではなくて、思想、信条の自由といふものは、最高の基本法規たる憲法で保障されているものであります。政府の行政権といふものが憲法を越えることは絶対に許されないものでありますから、憲法の制約下にある行政の行使に、万々憲法の定めている最高の法規である思想、信条の自由を侵すということはあってはならないことである、そのようになります。

○委員長(寺本広作君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○速記中止

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○委員長(寺本広作君) これより討論に入ります。——別に御発言もないようですが、これより討論に入ります。

○委員長(寺本広作君) 本案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺本広作君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○委員長(寺本広作君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

この附帯決議案の趣旨は、案文及び委員会の審査の過程においてすでに明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

○委員長(寺本広作君) ただいま鈴木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。以上でござります。

○委員長(寺本広作君) ただいま鈴木君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

○委員長(寺本広作君) ただいまの決議に対し、山中防衛庁長官から発言を認められておりますので、この際、これを許します。山中防衛庁長官。

○國務大臣(山中貞則君) 政府としては、ただいまの附帯決議を全面的に尊重してまいります。

○委員長(寺本広作君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。